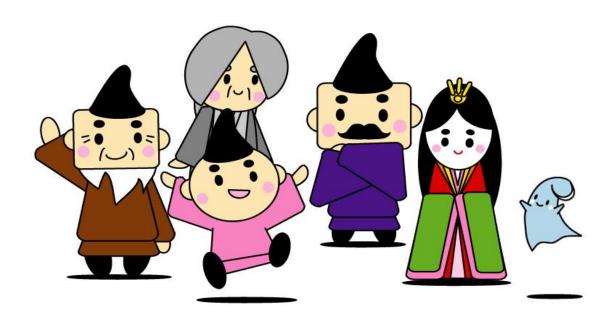
茅ヶ崎市自治基本条例 逐条解説 (改訂版)



令和2年4月

茅ヶ崎市

目次

○茅ヶ崎市自治基本条例 1 -	
○茅ヶ崎市自治基本条例の逐条解説	
前文 11 -	第3節 公正と信頼の原則
第1章 総則	第 21 条(行政手続) 66 -
第1条(目的)13-	第 22 条(苦情等への対応) 68 -
第2条(条例の位置付け) 15 -	第 23 条(監査) 69 -
第3条(定義) 17-	第 24 条 (職員通報) 71 -
第4条(自治の基本理念) 20 -	第6章 市民の公益活動
第2章 市民の権利及び責務	第 25 条(コミュニティ) 73 -
第5条(市民の権利) 22 -	第 26 条(協働) 75 -
第6条(市民の責務) 31 -	第 27 条(市民活動の推進) 76 -
第7条(事業者の責務) 32 -	第7章 住民投票
第3章 議会及び議員の責務	第 28 条 77 -
第8条(議会の責務) 33 -	第8章 国等との連携協力
第9条(議員の責務) 36 -	第 29 条 79 -
第4章 市長及び職員の責務	第9章 条例の検証等
第 10 条(市長の責務) 38 -	第 30 条 80 -
第 11 条(職員の責務) 40 -	附 則 82 -
第5章	
第1節 市政運営の基本原則	
第 12 条 44 -	
第2節 市政運営に関する諸制度	関係条例集
第 13 条(説明責任) 45 -	情報公開条例 84 -
第 14 条(情報共有) 46 -	公文書等管理条例 94 -
第 15 条(情報の管理等) 49 -	個人情報保護条例 106 -
第 16 条 (市民参加) 50 -	市民参加条例 132 -
第 17 条(政策法務等) 54 -	財政状況の公表に関する条例 137 -
第 18 条 (総合計画等) 58 -	行政手続条例 139 -
第 19 条(財政運営等) 61 -	市民活動推進条例 153 -
第 20 冬 (行政評価) - 64 -	

○茅ヶ崎市自治基本条例

平成21年12月18日 条例第35号

目次

前文

第1章 総則(第1条~第4条)

第2章 市民の権利及び責務(第5条~第7条)

第3章 議会及び議員の責務(第8条・第9条)

第4章 市長及び職員の責務(第10条・第11条)

第5章 市政運営

第1節 市政運営の基本原則(第12条)

第2節 市政運営に関する諸制度(第13条~第20条)

第3節 公正と信頼の原則(第21条~第24条)

第6章 市民の公益活動(第25条~第27条)

第7章 住民投票(第28条)

第8章 国等との連携協力(第29条)

第9章 条例の検証等(第30条)

附則

烏帽子岩が浮かぶ湘南のきらめく海や里山の趣が残る緑豊かな丘陵に囲まれた私たちのまち茅ヶ崎市は、市民と議会や市長が協力し合って、先人から引き継いだ自然や文化、歴史をはぐくみながら、心豊かに暮らすことのできるまちを目指してきました。

こうした中、地方分権の進展や少子高齢社会の進行など社会構造の変化 に伴い、市民と議会や市長は、市民の市政への参加や相互の連携、協力を 一層進めるとともに、各地域の特性に応じた地域力の向上を図ることによ り、市民が等しく尊重され、安心して暮らすことのできる地域社会を創り 上げていかなければなりません。

このような認識の下、市民主体による自治の更なる推進を図るため、ここに、自治の基本理念、市民の権利と責務、議会や市長の責務など、茅ヶ崎市における自治の基本を明らかにした茅ヶ崎市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、茅ヶ崎市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び市長の責務、市政を運営するに当たっての基本原則等を定めることにより、地方自治の本旨にのっとった茅ヶ崎市における自治を推進することを目的とする。

(条例の位置付け)

- 第2条 この条例は、茅ヶ崎市における自治の基本を定めるものであり、 市民及び市は、自治を推進するに当たっては、この条例の趣旨を尊重す るものとする。
- 2 市は、条例の制定、改廃若しくは運用又は政策の策定、改廃若しくは 実施に当たっては、この条例に定める事項を遵守しなければならない。 (定義)
- 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。
 - (1) 市民 次に掲げるものをいう。
 - ア 茅ヶ崎市内に住所を有する者
 - イ 茅ヶ崎市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 茅ヶ崎市内に存する学校等で学ぶ者
 - エ 茅ヶ崎市内で事業活動を行うものその他公益の増進に取り組むもの
 - オ 市に対し納税の義務を負うもの
 - (2) 市 地方公共団体としての茅ヶ崎市をいう。
 - (3) 市政 市が行う活動の全体をいう。
 - (4) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(自治の基本理念)

- 第4条 茅ヶ崎市における自治は、基本的人権の尊重の下、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。
 - (1) 茅ヶ崎市における自治は、主権を有する市民の意思と責任に基づき推進されること。
 - (2) 茅ヶ崎市における自治は、自治を推進するための活動に市民が等しく参加できることを旨として推進されること。
 - (3) 茅ヶ崎市における自治は、市民相互又は市民及び市の連携又は協力により推進されること。

第2章 市民の権利及び責務

(市民の権利)

- 第5条 市民は、市政に関する情報を知る権利を有する。
- 2 市民は、市政に参加する権利を有する。 (市民の責務)
- 第6条 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、自治を推進する ための活動に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 2 市民は、市政に参加するときは、他のものの意見及び行動を尊重するとともに、自らの発言及び行動に責任を持たなければならない。

(事業者の責務)

第7条 茅ヶ崎市内で事業活動を行うものは、その事業活動を行うに当たっては、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。

第3章 議会及び議員の責務

(議会の責務)

- 第8条 議会は、主権を有する市民の負託を受けた議員によって構成される議事機関として、地域の課題及び市民の多様な意見を踏まえ、充実した討議の下に議会を運営するよう努めなければならない。
- 2 議会は、条例を制定する権能、市長等の事務の執行を監視する権能、 政策を提言する権能その他議会に付与された権能の行使に努めなければ ならない。
- 3 議会は、議会を運営するに当たっては、市民に開かれたものとするよう努めなければならない。

(議員の責務)

- 第9条 議員は、主権を有する市民の負託に応えるため、地域の課題及び 市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上に努めなけれ ばならない。
- 2 議員は、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、政治倫理の向上に努めなければならない。
- 3 議員は、調査研究活動、立法活動、政策提言活動その他議会の責務を果たすために必要とされる活動を積極的に行うよう努めなければならない。

第4章 市長及び職員の責務

(市長の責務)

- 第10条 市長は、主権を有する市民の負託に応えるため、地域の課題及 び市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上に努めなけ ればならない。
- 2 市長は、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行するととも に、政治倫理の向上に努めなければならない。
- 3 市長は、地域の課題及び市民の多様な意見に的確に対応するために必要となる知識及び能力を持った職員を育成しなければならない。
- 4 市長は、毎年度、行政運営の基本方針を定め、これを公表しなければならない。

(職員の責務)

- 第11条 職員は、この条例を遵守し、市民全体のために働く者として、 公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- 2 職員は、その職務の遂行のために必要な知識の習得及び能力の向上に 努めなければならない。
- 3 職員は、互いに連携を図り、協力して職務を遂行しなければならない。

第5章 市政運営

第1節 市政運営の基本原則

- 第12条 市政は、第4条に規定する自治の基本理念にのっとり、次に掲 げる事項を基本原則として運営されなければならない。
 - (1) 市政は、市民への説明の下に運営されること。
 - (2) 市政は、市民及び市が市政に関する情報を相互に共有することにより運営されること。
 - (3) 市政は、市民の参加の下に運営されること。

第2節 市政運営に関する諸制度

(説明責任)

- 第13条 市は、市政に関する事項について、市民に説明しなければならない。
- 2 市は、市民から、市政に関する事項について説明を求められたときは、速やかに応答しなければならない。

(情報共有)

- 第14条 市は、市政に関する情報について市民との共有を図るため、次 に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 市政に関する情報を市民に分かりやすく提供するよう努めること。
 - (2) 市民が容易に、かつ、等しく市政に関する情報の提供を受けられるよう努めること。
 - (3) 審議会その他の附属機関及びこれに類するものの会議を公開すること。ただし、非公開とする合理的な理由があるときは、この限りでない。
 - (4) 市が管理する情報の公開を求められたときは、別に条例で定めるところにより当該情報を公開すること。

(情報の管理等)

- 第15条 市は、市政に関する情報の収集並びに市が保有する情報の利用 及び提供並びに管理を適正に行わなければならない。
- 2 市は、市が保有する情報を正確、完全かつ最新なものに保つとともに、常に利用が可能な状態にしておかなければならない。

(市民参加)

- 第16条 市は、事案の内容、性質等に応じ、パブリックコメント手続、 意見交換会その他の市民参加(市民が条例の制定、改廃、運用若しくは 評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程に参加することを いう。以下同じ。)のための多様な方法を整備しなければならない。
- 2 市は、市民参加の機会が等しく得られるよう適切な措置を講ずるよう 努めなければならない。
- 3 市は、市民参加をしやすい環境の整備に努めなければならない。
- 4 市は、市民参加により提出された意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(政策法務等)

- 第17条 市は、地域の課題を解決するため、地方自治の本旨に基づいて 法令を解釈し、及び運用するとともに、条例、規則その他の規程(以下 「条例等」という。)を適切に制定し、又は改廃しなければならない。
- 2 市長は、基本的な制度を定める条例、義務を課し、若しくは権利を制限する条例又は市民生活若しくは事業活動に直接かつ重要な影響を与える条例の制定又は改廃に着手するときは、その趣旨を公表しなければならない。ただし、公表しないことについて合理的な理由があるときは、

この限りでない。

3 市は、この条例の趣旨にのっとり、条例等を体系的に整備しなければならない。

(総合計画等)

- 第18条 市は、市の目指す将来の姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、この条例の趣旨にのっとり、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画(以下「総合計画」という。)を定めなければならない。
- 2 総合計画は、次条第3項に規定する財政の見通しと整合を図って策定され、又は改定されなければならない。
- 3 行政の各分野における政策を体系的に定める計画は、総合計画と整合 を図って策定され、又は改定されなければならない。
- 4 市長は、総合計画の策定又は改定に着手するときは、その趣旨を公表しなければならない。
- 5 市長は、総合計画の進行を管理し、その進行状況を公表しなければならない。
- 6 政策は、法令の規定によるもの、緊急を要するもの又は著しい社会情勢の変化によるものを除き、総合計画に根拠を有するものでなければならない。

(財政運営等)

- 第19条 市長は、市政の運営が現在及び将来の市民の負担の上に成り立っていることに鑑み、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政を運営するとともに、財政状況について、分かりやすく公表するよう努めなければならない。
- 2 市長は、財政の健全性を確保するため、中長期的な展望に立って、計画的に財政を運営しなければならない。
- 3 市長は、財政の見通しを策定し、当該見通し及び次条第1項の評価の 結果を踏まえて予算を編成しなければならない。

(行政評価)

- 第20条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を推進するため、政策 について評価を実施しなければならない。
- 2 市長等は、前項の評価の結果を政策に反映させるものとする。
- 3 市長等は、評価しようとする政策の特性に応じて、市民及び学識経験を有する者による評価の仕組みを整備しなければならない。
- 4 市長は、第1項の評価の結果を公表しなければならない。

第3節 公正と信頼の原則

(行政手続)

第21条 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分等に関する手続を適正に行わなければならない。

(苦情等への対応)

- 第22条 市長等は、行政運営に関し苦情等があったときは、速やかに状況を確認し、必要に応じて、業務の改善その他の適切な措置を講じなければならない。
- 2 市長は、毎年度、前項の苦情等の内容を取りまとめ、公表しなければならない。

(監査)

- 第23条 監査委員は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するほか、事務の執行について監査するものとする。
- 2 監査委員は、監査の結果を分かりやすく公表するよう努めなければならない。

(職員通報)

- 第24条 職員は、市政の運営に関し違法又は不当な行為の事実があることを知ったときは、その事実を市長又は市長があらかじめ定めた者に通報するものとする。
- 2 市は、職員が前項の規定に基づき正当な通報を行うことにより、不利益を受けることがないよう適切な措置を講じなければならない。

第6章 市民の公益活動

(コミュニティ)

- 第25条 市民及び市は、公益の増進に取り組むコミュニティ(市民により自主的に形成された集団又はつながりをいう。以下同じ。)が地域の自治の担い手であることを認識し、その活動を尊重しなければならない。
- 2 市民は、自らの自由な意思に基づき、公益の増進に取り組むコミュニティの活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。
- 3 市は、公益の増進に取り組むコミュニティから提出された市政に関する意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない。

(協働)

第26条 市民及び市は、適切な役割分担の下、地域の課題を解決するた

- め、互いの自主性及び特性を尊重し、対等の立場で連携し、又は協力するよう努めるものとする。
- 2 市民は、自らの自由な意思に基づき、地域の課題を解決するため、対 等の立場で相互に連携し、又は協力するよう努めるものとする。 (市民活動の推進)
- 第27条 市は、公益の増進に取り組む市民の活動を支援するため、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、市は、当該市民の活動の自主性及び自立性を損なうことのないよう配慮しなければならない。

第7章 住民投票

- 第28条 市は、別に条例を定めることにより、市政に係る重要事項について、直接に住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。
- 2 市長は、住民投票を実施するときは、住民投票の争点を明らかにするとともに、住民が当該争点について判断するのに必要な情報を提供しなければならない。
- 3 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

第8章 国等との連携協力

- 第29条 市は、共通する課題を解決し、又は市民により良い公共サービスを提供するため、国及び他の地方公共団体と連携し、又は協力するよう努めなければならない。
- 2 市は、地域の課題の解決に国際社会の取組が密接な関係を有している ことに鑑み、必要に応じて、国際社会との連携又は協力を推進するよう 努めるものとする。

第9章 条例の検証等

- 第30条 市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の施行状況及びこの条例の規定が茅ヶ崎市における自治の推進に適合したものであるかを検証し、必要があると 認めるときは、この条例の改正その他の適切な措置を講じなければならない。
- 2 市は、前項の規定による検証をするときは、学識経験を有する者の意 見を聴かなければならない。
- 3 市は、第1項の規定による検証の内容及び当該検証の内容に基づき講

じようとする措置(措置を講じようとしないときは、その旨。以下同じ。)を公表し、市民の意見を聴かなければならない。

- 4 市長は、第1項の規定による検証の内容、当該検証の内容に基づき講じようとする措置(前項の規定により聴いた意見により講じようとする措置を修正したときは、当該修正した措置)及び前項の規定により聴いた意見を議会に報告しなければならない。
- 5 市は、第1項の規定による検証の内容に基づき講ずる措置(措置を講じないときは、その旨)及び第3項の規定により聴いた意見を公表しなければならない。

附則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行後第30条第1項の規定により最初に行う検証についての同項の適用については、同項中「4年を超えない期間ごと」とあるのは、「この条例の施行の日から3年以内」とする。

附 則(平成26年条例第2号) この条例は、公布の目から施行する。 ○茅ヶ崎市自治基本条例の逐条解説

前文

烏帽子岩が浮かぶ湘南のきらめく海や里山の趣が残る緑豊かな丘陵に 囲まれた私たちのまち茅ヶ崎市は、市民と議会や市長が協力し合って、 先人から引き継いだ自然や文化、歴史をはぐくみながら、心豊かに暮ら すことのできるまちを目指してきました。

こうした中、地方分権の進展や少子高齢社会の進行など社会構造の変化に伴い、市民と議会や市長は、市民の市政への参加や相互の連携、協力を一層進めるとともに、各地域の特性に応じた地域力の向上を図ることにより、市民が等しく尊重され、安心して暮らすことのできる地域社会を創り上げていかなければなりません。

このような認識の下、市民主体による自治の更なる推進を図るため、 ここに、自治の基本理念、市民の権利と責務、議会や市長の責務など、 茅ヶ崎市における自治の基本を明らかにした茅ヶ崎市自治基本条例を制 定します。

【趣旨】

前文は、条文本体(本則)の前に置かれ、この条例の制定の趣旨、目的などを強調して述べた文章です。具体的な規範を定めるものではありませんが、各条文の解釈の基準となるものと言われています。

【説明】

地方分権の進展により、国と地方は、対等の関係となり、「自分たちのまちのことは、自分たちで決めていく」ことができる範囲が拡大しました。そこで、市民の意見を市政に反映していくために「市民の市政への参加」を進めていくことが重要となります。

また、少子高齢社会の進行は、市民ニーズの多様化や、市の財政の伸びの停滞、まちづくりの担い手の減少などをもたらしていますが、こうした変化に対応し、安心して暮らすことのできる地域社会を創り上げていくためには、「市民と市(議会や市長)相互の連携、協力」の推進や「地域力」を向上させることなどが必要となります。

市民と市がこのような共通認識を持って、基本的なルールの下に市民が 主体となった自治を推進するために、この自治基本条例を制定するもので す。

なお、「地域力」とは、地域の課題解決や地域の価値創造のために、地域の住民や事業者などの地域の構成員が自らの意思により取り組む力や相

互に協力する力をいいます。

(参考)

※ 茅ヶ崎市の人口見通し

	総人口	0歳~14歳	15歳~64歳	65歳~74歳	75歳以上
平成27年	239, 348人	32, 699人(13. 7%)	146, 873 \(\) (61. 4%)	32, 123\((13.4\))	27, 653人(11. 6%)
平成32年	240,690人	30, 932人(12. 9%)	145, 595人(60. 5%)	30, 201 \((12.5%)	33, 962 \((14. 1%)
平成37年	239, 565人	28, 594人(11. 9%)	144, 938人(60. 5%)	25, 647人(10. 7%)	40, 386\((16.9\))
平成42年	236, 796人	26, 208人(11. 1%)	141, 214\((59.6\)()	27, 177人(11. 5%)	42, 197\(\)(17. 8\(\))
平成47年	232, 901人	24, 975人(10. 7%)	133, 303人(57. 2%)	32, 524\((14.0\))	42, 099¼ (18. 1%)
平成52年	228, 913 _{\(\)}	24, 361人(10. 6%)	122, 804\(53.6\)	37, 199人(16. 3%)	44, 549\((19.5\))

出典 茅ヶ崎市の人口について (平成29年2月)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、茅ヶ崎市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び市長の責務、市政を運営するに当たっての基本原則等を定めることにより、地方自治の本旨にのっとった茅ヶ崎市における自治を推進することを目的とする。

【趣旨】

本条では、この条例は、茅ヶ崎市における自治を推進する上での基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び市長の責務、市政運営の基本原則等を定めることにより、地方自治の本旨である「団体自治」の確立と「住民自治」の拡充を図り、もって、茅ヶ崎市における自治を推進することを目的として規定しています。

なお、条例の目的とは、この条例が取り扱う範囲を確定するとともに、 この条例の解釈や運用の指針となるものです。

【説明】

本条では、この条例の目的を「地方自治の本旨にのっとった自治を推進すること」としています。

趣旨のとおり、条例の「目的」は、この条例の解釈や運用の指針となる ものであるから、この条例の目的である「地方自治の本旨にのっとった自 治を推進する」ようにこの条例を解釈し、運用していくことになります。

日本国憲法第92条の「地方自治の本旨」とは、自分たちのことは自分たちで決めるという地方自治の本来の在り方であり、住民自治及び団体自治を指すと言われています。地域の行政を行う場合にその地域の住民の意思と責任に基づいて処理されること(住民自治)であり、そして、それらが国から独立した法人格を持った団体(地方公共団体等)の権限と責任において地域の行政が処理されること(団体自治)とされています。したがって、本条を簡潔に表現すれば、この条例の目的は、自治の主体である市民がこの茅ヶ崎市のことを自分たちで決めていくことを推進することになります。

そこで、この条例では、茅ヶ崎市のことを自分たちで決めていくために 必要となる市民の権利や責務、議会や市長の責務、市政を運営するに当た っての基本原則などを定めています。

(参考)

- 〇日本国憲法 抄
- 第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の 本旨に基いて、法律でこれを定める。
 - ○地方自治法(昭和22年法律第67号) 抄
- 第一条 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並 びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて 国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公 共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地 方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

第二条 略

2

~ 略

 $\widehat{(10)}$

- ① 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。
- ② 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。
- $\overline{13}$
- ~ 略
- $\widehat{(17)}$
- ※ 「茅ヶ崎市」と「市」について

この条例では、「茅ヶ崎市」は、茅ヶ崎市という地域又は社会という意味で用いています。これに対して、「市」は、法人格を有する「地方公共団体としての茅ヶ崎市」(第3条第2号)という意味で用いています。

(条例の位置付け)

- 第2条 この条例は、茅ヶ崎市における自治の基本を定めるものであり 、市民及び市は、自治を推進するに当たっては、この条例の趣旨を尊 重するものとする。
- 2 市は、条例の制定、改廃若しくは運用又は政策の策定、改廃若しくは実施に当たっては、この条例に定める事項を遵守しなければならない。

【趣旨】

本条では、この条例が茅ヶ崎市の自治を推進するために必要となる基本的な考え方や仕組みなどを定めるものであることから、この条例の趣旨の尊重とこの条例に定める事項の遵守について規定しています。

なお、この条例はあくまで法律の範囲内で定められるものであり、法の形式上の効力については、他の条例と違いはありません。この条例と他の条例との関係は、国における基本法と個別法の関係と同様であり、その趣旨が尊重され、他の条例の解釈、運用の指針となる条例として位置付けられるものです。

【説明】

1 第1項では、この条例は、茅ヶ崎市の自治を推進するために必要となる基本的な考え方や仕組みなどを定める条例であることから、この条例を「茅ヶ崎市における自治の基本を定めるもの」と位置付けています。こうした位置付けを踏まえて、市民と市は、自治の推進に当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとすることとしています。

「この条例の趣旨」とは、「前文」(11ページ)に定められている市民主体の自治の推進、「自治の基本理念」(第4条、20ページ)に定められている基本的人権の尊重、主権を有する市民の意思と責任に基づく自治の推進、自治活動への参加の機会の均等、協働、「市政運営の基本原則」(第12条、44ページ)に定められている市政説明、情報共有、市民参加などをいいます。

なお、第17条(政策法務等、54ページ)、第18条(総合計画等、58ページ)の規定中の「この条例の趣旨」も同じ意味で使われています。

2 第2項では、地方公共団体である市が担っている「市政」における条 例の位置付けを定めたもので、市は、この条例の趣旨を尊重することは もちろんのこと、条例や政策の策定等をするときは、この条例に定める 事項を遵守しなければならないことを定めています。

「この条例に定める事項」とは、市政についての市民への説明(第13条、45ページ)、市政情報の市民への分かりやすい提供(第14条、46ページ)、市民参加のための多様な方法の整備(第16条、50ページ)、総合計画の策定及び進行管理(第18条、58ページ)、行政評価の実施(第20条、64ページ)などをいいます。

なお、この条例中の「政策」は、まちづくりの方針と理念を示す政 策、政策を実現するための方策を示す施策、施策を実現するための具体 的な手段を示す事務事業を包含するものとして使っています。

(定義)

- 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に定めるところによる。
 - (1) 市民 次に掲げるものをいう。
 - ア 茅ヶ崎市内に住所を有する者
 - イ 茅ヶ崎市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 茅ヶ崎市内に存する学校等で学ぶ者
 - エ 茅ヶ崎市内で事業活動を行うものその他公益の増進に取り組む もの
 - オ 市に対し納税の義務を負うもの
 - (2) 市 地方公共団体としての茅ヶ崎市をいう。
 - (3) 市政 市が行う活動の全体をいう。
 - (4) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査 委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

【趣旨】

本条では、この条例の中で使用されている用語のうち自治に関する重要なキーワードについて、誰が読んでも同じ解釈となるよう用語の意義を規定しています。

なお、この用語の意義は、この条例における用語の意義ですから、他の 条例で使用されている用語の意義もここに書かれたものと同じであるとい う意味ではありません。

【説明】

(1) 第1号「市民」について

第1号では、アからオまでのいずれかに該当するものを「市民」としています。

地域が抱える多種多様な課題を解決していくためには、住民(茅ヶ崎市内に住所を有する者。以下同じ。)だけではなく、様々な形で茅ヶ崎市にかかわり、集う人々の力を結集していく必要があることから市民を広く定義しています。

住民に加え、市内の事務所や事業所に勤務する人、市内の学校等で 学ぶ人、市内で事業活動やボランティア活動などの活動をする人や団 体などを「市民」ととらえています。さらに、都市景観や防災・防犯 等の観点から土地や建物を所有する個人や法人その他市に対して納税 の義務を負うものも、「納税」という行為を通じて茅ヶ崎市の自治を 担っていますので、「市民」に含めています。

なお、「公益の増進に取り組むもの」とは、不特定かつ多数の者の 利益の増進に取り組む自然人や法人、団体をいいますから、自治会、 地区社会福祉協議会などもこれに該当します。

(2) 第2号「市」について

第2号では、地方自治法に基づく地方公共団体としての茅ヶ崎市を 「市」としています。

- (3) 第3号「市政」について 第3号では、「市」の機関である「市長等」や議会の活動の全体を 「市政」としています。
- (4) 第4号「市長等」について

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業 委員会及び固定資産評価審査委員会は、地方自治法上では「執行機 関」といわれていますが、この条例では、分かりやすいようにこれら の機関を総称して「市長等」としています。

(参考)

- 〇地方自治法 抄
- 第一条の三 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体 とする。
- ② 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。
- ③ 略
- 第二条 地方公共団体は、法人とする。
- (2)
- ~ 略
- (17)
- 第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公 共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置 く。
- ② 略
- ③ 略
- 第百八十条の五 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公 共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。
 - 一 教育委員会

- 二 選挙管理委員会
- 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

四 監査委員

- ② 略
- ③ 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。
 - 一 農業委員会
 - 二 固定資産評価審査委員会
- 4
- ~ 略
- 8

(自治の基本理念)

- 第4条 茅ヶ崎市における自治は、基本的人権の尊重の下、次に掲げる 事項を基本理念として推進されなければならない。
 - (1) 茅ヶ崎市における自治は、主権を有する市民の意思と責任に基づき推進されること。
 - (2) 茅ヶ崎市における自治は、自治を推進するための活動に市民が等しく参加できることを旨として推進されること。
 - (3) 茅ヶ崎市における自治は、市民相互又は市民及び市の連携又は協力により推進されること。

【趣旨】

本条では、基本的人権の尊重の下、「主権を有する市民の意思と責任に基づく自治の推進」、「自治を推進するための活動に市民が等しく参加できること(自治活動への参加の機会均等)」及び「市民相互又は市民と市の連携又は協力による自治の推進」を「自治の基本理念」として規定しています。

茅ヶ崎市における自治には、自治会、地区社会福祉協議会の活動など市民自身が地域での活動を通じて担っている部分と選挙を通じて主権を有する市民の負託を受けた議員や市長が担っている部分(市政)があります。そのいずれにも共通する基本的な考え方を「自治の基本理念」として定めています。市民も市も第4条に規定されている事項を認識し、かつ、理解した上で、自治を推進していく必要があります。

【説明】

(1) 第1号では、「自治」とは、市民が自らの意思と責任の下に自分たちのことは自分たちで決めていくことから、「主権を有する市民の意思と責任に基づく自治の推進」を自治の基本理念として定めています。

なお、「主権を有する市民」とは、第3条(定義、17ページ)に 定められている働き、学び、活動する方々を含む「市民」ではなく、 そうした市民のうち、茅ヶ崎市における政治や行政の在り方を最終的 に決定する力を持った市民のことです。

第8条(議会の責務、33ページ)、第9条(議員の責務、36ページ)、第10条(市長の責務、38ページ)の規定中の「主権を有する市民」も同じ意味で使われています。

- (2) 第2号では、市民が自治を推進する活動に参加しようとしたとき、 その機会が常に開かれていなければならず、これらの活動に参加する 際に合理的な理由なしに差別されることがあってはならないことか ら、「自治を推進するための活動に市民が等しく参加できること(自 治活動への参加の機会均等)」を自治の基本理念として定めていま す。
- (3) 第3号では、地域の課題が複雑化し、多様化する中で、市民がお互いに連携し、協力し、また、市民と市が連携し、協力して自治を推進することが重要なことから、「市民相互又は市民と市の連携又は協力による自治の推進」を自治の基本理念として定めています。

第2章 市民の権利及び責務

(市民の権利)

第5条 市民は、市政に関する情報を知る権利を有する。

2 市民は、市政に参加する権利を有する。

【趣旨】

本条では、第1条に定めるように、この条例は自治の推進を目的とするものなので、市民の権利として、自治の主体である市民がこの茅ヶ崎市のことを自分たちで決めていくために必要となる権利(「市政に関する情報を知る権利」及び「市政に参加する権利」)について規定しています。

なお、「市政に関する情報を知る権利」は、市が保有する全ての情報について、その権利を保障するものではなく、茅ヶ崎市情報公開条例(昭和61年茅ヶ崎市条例第2号)や茅ヶ崎市個人情報保護条例(平成8年茅ヶ崎市条例第10号)で非公開又は不開示とされている情報については、それぞれの条例の定める制限を受けることになります。

【説明】

1 第1項では、市民が自治を推進していくためには、まず、市政の方向 性や現状などを知ることが必要なことから、「市政に関する情報を知る 権利」を市民の権利として定めています。

なお、この「市政に関する情報を知る権利」を具体化するものとして、第14条(情報共有、46ページ)では、市は、市民が容易に、かつ、等しく市政に関する情報を受けられるような措置を講ずること、また、市が管理する情報の公開の求めに対して茅ヶ崎市情報公開条例に基づき情報を公開することなどについて規定しています。

2 第2項では、自治の主体である市民がこの茅ヶ崎市のことを自分たちで決めていくため、市民が市政に参加し、市民の意思が市政に反映できるようにしなければならないことから、「市政に参加する権利」を市民の権利として定めています。

なお、「市政に参加する権利」を具体化するものとして、第16条 (市民参加、50ページ)では、市民参加のための多様な方法の整備や 市民参加の機会の均等、市民参加をしやすい環境の整備などについて規 定しています。

(参考)

市政への参加には、この条例に定めるもののほか、日本国憲法や法律に定める次のものがあります。

- (1) 日本国憲法に定められているもの
- ア 長・議員などの直接選挙 (第93条第2項)
- イ 地方特別法の住民投票 (第95条)

(2) 地方自治法に定められているもの(直接請求)

直接請求の種類	必要署名数	請求先
条例の制定(改廃)の	市議会議員及び市長の選挙権を有する	市長
請求(第74条)	者の50分の1以上	
監査の請求(事務監査	市議会議員及び市長の選挙権を有する	市監査委
請求)(第75条)	者の50分の1以上	員
市議会の解散請求	市議会議員及び市長の選挙権を有する	市選挙管
(第76条)	者の3分の1以上	理委員会
市議会議員及び市長の	所属選挙区における市議会議員及び市	市選挙管
解職請求(第80条、	長の選挙権を有する者の3分の1以上	理委員会
第81条)		
主要公務員(副市長·	市議会議員及び市長の選挙権を有する	市長
選挙管理委員等) の解	者の3分の1以上	
職請求(第86条)		

(3) 地方自治法に定められているもの(その他)

制度の名称	制度の概要
住民監査請求	市民の方が、監査委員に対し、市の財務に関する行
(第242条)	為(公金の支出、財産(土地、建物、物品など)の
	取得・管理・処分など)について監査を求め、必要
	な措置を講じるよう求める制度です。これらの行為
	の日から1年以上経過している場合は、正当な理由
	がない限り請求することはできません。

住民訴訟	請求の結果に不服がある場合には住民訴訟を
(第242条の2)	提起して争うことができます。住民訴訟を提
	起できる場合とその期間は別に決められてい
	ます。

(4) その他の法律に定められているもの

直接請求の種類	必要署名数	請求先
市町村合併協議会設置の請求(市町村	市議会議員及び市長の選	市長
の合併の特例に関する法律(平成16	挙権を有する者の50分	
年法律第59号)第4条、第5条)	の1以上	
市町村合併協議会設置協議を求める投	市議会議員及び市長の選	市選挙管
票の請求(市町村の合併の特例に関す	挙権を有する者の6分の	理委員会
る法律第4条、第5条)	1以上	
教育長又は委員の解職請求(地方教育	市長の選挙権を有する者の3	市長
行政の組織及び運営に関する法律(昭	分の1以上	
和31年法律第162号)第8条)		
海区漁業調整委員会委員の解職請求(海区漁業調整委員会委員	県選挙管
漁業法(昭和24年法律第267号)	の選挙権を有する者の3	理委員会
第99条)	分の1以上	

〇日本国憲法 抄

第九十三条 略

- ② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。
- 第九十五条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

○地方自治法 抄

第七十四条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者 (以下本編において「選挙権を有する者」という。)は、政令の定め るところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、そ の代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。

(2)

略

(9)

第七十五条 選挙権を有する者(道の方面公安委員会については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者)は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務の執行に関し、監査の請求をすることができる。

2

~ 略

(5)

第七十六条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をすることができる。

2

~ 略

4

第八十条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、所属の選挙区におけるその総数の三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該選挙区に

属する普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求をすることができる。この場合において選挙区がないときは、選挙権を有する者の総数の三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、議員の解職の請求をすることができる。

(2)

~ 略

(4)

第八十一条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の長の解職の請求をすることができる。

② 略

第八十六条 選挙権を有する者(第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下この項において「指定都市」という。)の総合区長については当該総合区の区域内において選挙権を有する者、指定都市の区又は総合区の選挙管理委員については当該区又は総合区の区域内において選挙権を有する者、道の方面公安委員会の委員については当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者)は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とを合算して得た数とで得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対

し、副知事若しくは副市町村長、指定都市の総合区長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求をすることができる。

2

略

(4)

(住民監査請求)

第二百四十二条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填てんするために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2

略

9

(住民訴訟)

- 第二百四十二条の二 普通地方公共団体の住民は、前条第一項の規定による請求をした場合において、同条第四項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第九項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第四項の規定による監査若しくは勧告を同条第五項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第九項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第一項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。
 - 一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止め の請求
 - 二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求

- 三 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求
- 四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第二百四十三条の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合にあつては、当該賠償の命令をすることを求める請求

2

略

12

○市町村の合併の特例に関する法律 抄

(合併協議会設置の請求)

第四条 選挙権を有する者(市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。)をいう。以下同じ。)は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村(以下この条及び第五条の二第一項において「合併対象市町村」という。)の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。

2

~ 略

1 0

11 第九項に規定する場合において、基準日から十三日以内に前項後 段の規定による公表がなかったときは、選挙権を有する者は、政令で 定めるところにより、その総数の六分の一以上の者の連署をもって、 その代表者から、合併請求市町村の選挙管理委員会に対し、合併協議 会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができ る。

12

) 略

20

第五条 合併協議会を構成すべき関係市町村(以下この条及び次条第二

項において「同一請求関係市町村」という。)の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、他の同一請求関係市町村の選挙権を有する者がこの項の規定により行う合併協議会の設置の請求と同一の内容であることを明らかにして、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、同一請求関係市町村の長に対し、当該同一請求関係市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる他の同一請求関係市町村の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。

2

略

1 4

15 合併協議会設置協議否決市町村において、基準日から十三日以内 に第十一項後段の規定による公表がなかったときは、選挙権を有する 者は、政令で定めるところにより、その総数の六分の一以上の者の連 署をもって、その代表者から、当該合併協議会設置協議否決市町村の 選挙管理委員会に対し、同一請求に基づく合併協議会設置協議につい て選挙人の投票に付するよう請求することができる。

16

(略

33

- ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抄 (解職請求)
- 第八条 地方公共団体の長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該地方公共団体の長に対し、教育長又は委員の解職を請求することができる。
 - ○漁業法 抄(委員の解職の請求)

第九十九条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、都道府県の選挙管理委員会に対し、委員の解職を請求することができる。

2

~ 略

5

(市民の責務)

- 第6条 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、自治を推進するための活動に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 2 市民は、市政に参加するときは、他のものの意見及び行動を尊重するとともに、自らの発言及び行動に責任を持たなければならない。

【趣旨】

本条では、自治の主体である市民は、第5条に定める権利が保障される と同時に、自治における責務を有することについて規定しています。本条 の規定内容は、第5条の市民の権利に対応させたものです。

【説明】

1 第1項では、市民が自治の主体であることから生じる責務を定めています。

市民は、自治の主体であるので、自治会活動、ボランティア活動などの自治を推進するための活動に主体的に取り組むよう努めるものとします。

しかし、自治を推進するための活動に参加するかどうかは、市民一人 ひとりの生活スタイルや考え方などにより異なるので、市民個々の自由 な意思を尊重することが重要であることから、自治を推進するための活 動に参加することを他者から強制されるものではなく、参加しないこと をもって不利益を受けることはありません。

2 第2項では、市民が市政に参加する場合の責務を定めています。

市民は、市政に参加する権利を持ちますが、その権利を行使するときに生じる責務として、他のものの意見や行動を尊重すること、また、自らの発言や行動に責任を持たなければならないことを定めています。

「市政に参加するとき」には、市が設置する審議会や市が主催する意見交換会に参加する場合だけでなく、多様な方法によって市政に関する意見を述べる場合なども含まれます。したがって、「他のものの意見及び行動」には、審議会や意見交換会に自分と一緒に参加しているものだけでなく、広く市政に関して意見を持ち、行動しているものの意見や行動も含まれます。

(事業者の責務)

第7条 茅ヶ崎市内で事業活動を行うものは、その事業活動を行うに当 たっては、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。

【趣旨】

本条では、事業者は、第3条第1号の規定のとおり「市民」に含まれており、「市民」としての責務を担っていますが、特に事業活動に伴って地域社会に与える影響や企業の社会的責任が近年重視されていることを踏まえ、「事業活動を行うもの」(事業者)の責務として、地域社会との調和を図りつつ、事業活動を行うよう努めることについて規定しています。

【説明】

本条で規定している「事業活動における地域社会との調和」は、「事業活動を行うもの」に対してのみ適用される責務となります。

「事業者」に対してこのような責務を定めたのは、「事業」とは、営利、非営利を問わず、一定の目的を持ってなされる同種の行為の反復継続的な遂行をいうことから、その反復継続という点において、地域社会に与える影響も少なくないことを考慮したものです。

「地域社会との調和」とは、地域における社会環境(住環境、景観、地域のつながり、文化など)や自然環境との調和をいいます。

なお、第3条(定義、17ページ)に定められているように「事業者」は「市民」に含まれるので、市民の権利や責務をはじめ、「市民」について規定されている事項は、「事業活動を行うもの」にも適用されます。したがって、事業者も市政に関する情報を知る権利や市政に参加する権利を持つとともに、自治活動への主体的な取組や公益の増進に取り組むコミュニティへの参加、協力に努めることになります。

第3章 議会及び議員の責務

(議会の責務)

- 第8条 議会は、主権を有する市民の負託を受けた議員によって構成される議事機関として、地域の課題及び市民の多様な意見を踏まえ、充実した討議の下に議会を運営するよう努めなければならない。
- 2 議会は、条例を制定する権能、市長等の事務の執行を監視する権能 、政策を提言する権能その他議会に付与された権能の行使に努めなけ ればならない。
- 3 議会は、議会を運営するに当たっては、市民に開かれたものとするよう努めなければならない。

【趣旨】

本条では、市長とともに二元代表制の一翼を担う議会の責務について規定しています。

自治体では、首長と議会議員をともにその地域に住む住民が直接選挙で選ぶという制度をとっており、これを二元代表制といいます。二元代表制の特徴は、首長、議会がともに住民を代表するところにあります。首長と議会が相互の抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら、議会が首長と対等の機関として、その自治体の運営の基本的な方針を決定し、その執行を監視し、また積極的な政策提案を行っていくことが二元代表制の本来の在り方であるといえます。

なお、茅ヶ崎市議会基本条例(平成23年茅ヶ崎市条例第1号)が平成23年3月4日に公布され、同年4月1日から施行されました。この条例は、議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が主権を有する市民の負託に的確に応え、もって市民全体の福祉の向上と公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的としています。

【説明】

1 第1項では、議会は、主権を有する市民の負託を受けた議会議員によって構成され、市の重要な事件についてその意思を決定する「議事機関」であることから、地域の課題や市民の多様な意見を踏まえ、充実した討議の下での議会運営に努めなければならないことを定めています。なお、「主権を有する市民」の意味については、第4条(自治の基本理念)の説明(20ページ)を参照してください。

2 第2項では、地方分権の進展により、市民に提供するサービスの内容 や政策などについて地方公共団体が自ら決定できる範囲が拡大したこと に伴い、様々な権能を持つ議会の役割もますます重要となっていること から、議会は、議会に付与された権能の行使に努めなければならないこ とを定めています。

「条例を制定する権能」(地方自治法第96条第1項第1号)とは、 市長や議会議員から提案のあった条例案の審議や議決を通じて条例を制 定することをいいます。

「市長等の事務の執行を監視する権能」とは、市の事務の執行状況についての検査(地方自治法第98条第1項)や監査委員に対する監査の請求(同条第2項)、市の事務に関する調査(地方自治法第100条第1項)を通じて市長等の事務の執行を監視することをいいます。

「政策を提言する権能」(地方自治法第99条等)とは、決議や意見書の審議や議決を通じて、政策を提言することをいいます。

「その他議会に付与された権能」としては、予算を定める権能(地方自治法第96条第1項第2号)、決算を認定する権能(同項第3号)、請願や陳情を受理し、審議する権能(地方自治法第124条等)、調査のため議員を派遣する権能(地方自治法第100条第13項)、組織内の選挙を行う権能(地方自治法第97条第1項等)などがあります。

3 第3項では、市民に開かれた議会運営に努めなければならないことに ついて定めています。

「説明責任」(第13条、45ページ)、「情報共有」(第14条、46ページ)、「市民参加」(第16条、50ページ)などは、議会にも適用されますので、これらの規定に基づき、議会は、市民に対する説明責任を果たしたり、市民との情報共有のための措置を講じたり、市民参加のための多様な方法を整備することになります。

議会は、こうした様々な取組などを通じて、市民に開かれた議会運営 に努めなければなりません。

(参考)

〇日本国憲法 抄

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事 機関として議会を設置する。

② 略

○地方自治法 抄第八十九条 普通地方公共団体に議会を置く。

(議員の責務)

- 第9条 議員は、主権を有する市民の負託に応えるため、地域の課題及 び市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上に努めな ければならない。
- 2 議員は、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、政治倫理の向上に努めなければならない。
- 3 議員は、調査研究活動、立法活動、政策提言活動その他議会の責務 を果たすために必要とされる活動を積極的に行うよう努めなければな らない。

【趣旨】

本条では、第8条に規定する議会の責務を果たすため、議会の構成員として、直接選挙によって選出され、市の重要な意思決定に加わる資格を有する議会議員の責務を規定しています。

【説明】

1 第1項では、主権を有する市民の負託を受けた議会議員には、その負託に応える義務があることから、議会議員は、地域の課題や市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上に努めなければならないことを定めています。

「主権を有する市民」の意味については、第4条(自治の基本理念) の説明(20ページ)を参照してください。

なお、第1項の「市民全体の福祉」とは、高齢者福祉、児童福祉などのような社会福祉のみを表すものではなく、地方自治法第1条の2に規定される「住民の福祉」を指し、市民が政治、経済、社会、家庭などあらゆる面における生活又は活動において物質的・精神的な幸せを感じることができるという意味です。したがって、議会議員には、市民全体の福祉の向上に努めることが求められます。

- 2 第2項では、議会議員がその職務を遂行するに当たっての基本姿勢と してこの条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない こと及び政治倫理の向上に努めなければならないことを定めています。
- 3 第3項では、議会がその責務を果たすには、議会の構成員である議会 議員の積極的な活動が必要なことから、議会議員は、調査研究活動、立 法活動、政策提言活動のほか、議会における質問・質疑、市民への広報 活動など第8条(議会の責務、33ページ)に規定されている議会の責

務を果たすために必要な活動を積極的に行うよう努めなければならない ことを定めています。

(参考)

- ○地方自治法 抄
- 第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。
- ② 略
- ③ 略

第4章 市長及び職員の責務

(市長の責務)

- 第10条 市長は、主権を有する市民の負託に応えるため、地域の課題 及び市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上に努め なければならない。
- 2 市長は、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行するととも に、政治倫理の向上に努めなければならない。
- 3 市長は、地域の課題及び市民の多様な意見に的確に対応するために 必要となる知識及び能力を持った職員を育成しなければならない。
- 4 市長は、毎年度、行政運営の基本方針を定め、これを公表しなければならない。

【趣旨】

本条では、直接選挙によって選出される市長は市の執行機関の一つであるとともに、市を統轄し、市を代表する市長の責務を規定しています。

【説明】

1 第1項では、主権を有する市民の負託を受けた市長には、その負託に 応える義務があることから、市長は、議会議員と同様にその地位が市民 の負託を受けていることを認識し、地域の課題や市民の多様な意見を的 確に把握し、市民全体の福祉の向上に努めなければならないことを定め ています。

「主権を有する市民」の意味については、第4条(自治の基本理念)の説明(20ページ)を参照してください。また、第1項の「市民全体の福祉」も第9条(議員の責務、36ページ)と同様、市民が政治、経済、社会、家庭などあらゆる面における生活又は活動において物質的・精神的な幸せを感じることができるという意味から、市長には、市民全体の福祉の向上に努めることが求められます。

2 第2項では、市長は、その職務を遂行するに当たっての基本姿勢として、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならないこと及び政治倫理の向上に努めなければならないことを定めています。

第2項の規定を具体化するものとして、市長の日々の動向や交際費の 支出状況を公表するとともに、茅ヶ崎市政治倫理の確立のための茅ヶ崎 市長の資産等の公開に関する条例(平成7年茅ヶ崎市条例第25号)に 基づき自己の保有する資産等を公開しています。 3 第3項では、市長が第1項に定める責務を果たすためには、市政に関する事務を実際に担う職員の育成が不可欠なことから、地域の課題及び市民の多様な意見に的確に対応するために必要となる知識及び能力を持った職員の育成について定めています。

市では、分権時代を担う自立した職員の育成を目指して人材育成の具体的推進を図るため、平成25年1月に「茅ヶ崎市職員の人材育成基本方針(改訂版)」を策定しています。

4 第4項では、市民への説明責任を果たすとともに、市民との情報共有 を図るため、市長は、毎年度、行政運営の基本方針を公表しなければな らないことを定めています。

「行政運営の基本方針」とは、市議会第1回定例会における市長の施政方針をいい、市政運営に当たり、市長の市政運営に対する基本的な考え方や予算案及び施策の概要を示すものです。

(参考)

○地方自治法 抄

第百三十九条 略

② 市町村に市町村長を置く。

第百四十七条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄 し、これを代表する。

(職員の責務)

- 第11条 職員は、この条例を遵守し、市民全体のために働く者として 、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- 2 職員は、その職務の遂行のために必要な知識の習得及び能力の向上 に努めなければならない。
- 3 職員は、互いに連携を図り、協力して職務を遂行しなければならない。

【趣旨】

本条では、市長等や議会の補助機関として、市政に関する事務を実際に担う職員の責務を規定しています。

本条で規定する内容は、行政に携わる職員として当然のことですが、常に市民の立場に立ち、これらを意識しながら職務に当たることを明確にするものです。

【説明】

1 第1項では、この条例が自治の基本を定めたものであるということに 鑑み、職員は、その職務を遂行するに当たっての基本姿勢としてこの条 例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならないことを定め ています。

なお、第1項に規定した責務のほかにも、職員の義務として、地方公務員法(昭和25年法律第261号)に、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(第32条)、信用失墜行為の禁止(第33条)、秘密を守る義務(第34条)、職務に専念する義務(第35条)などが定められています。

また、「市民全体のために働く」とは、特定の個人や団体の利益のために働くのではなく、市民全体の利益のために働くことをいいます。

日本国憲法や地方公務員法にある「全体の奉仕者」と「市民全体のために働く者」とは同じ意味ですが、「市民」のために働くということをより明確にするため、第1項では「市民全体のために働く者」としています。

2 第2項では、多様化し、複雑化している社会にあって、地域の課題を解決し、市民に提供するサービスの質を向上させるためには、職員が職務の遂行に必要な知識と能力を持っていなければならないことから、職員は、職務の遂行に必要な知識の習得と能力の向上に努めなければなら

ないことを定めています。

3 第3項では、第2項と同様に、多様化し、複雑化している社会にあって、地域の課題を解決し、市民に提供するサービスの質を向上させるためには、職員が個々に職務を遂行するだけでは限界があることから、職員は、互いに連携し、協力して職務に当たらなければならないことを定めています。

(参考)

○地方公務員法 抄

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第三十二条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方 公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、 上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第三十三条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名 誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

- 第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その 職を退いた後も、また、同様とする。
- 2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者(退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者)の許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

(職務に専念する義務)

第三十五条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(政治的行為の制限)

- 第三十六条 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。
- 2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地

方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域(当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区若しくは総合区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区若しくは総合区の所管区域)外において、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることができる。

- 一 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように 勧誘運動をすること。
- 二 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。
- 三 寄附金その他の金品の募集に関与すること。
- 四 文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎 (特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において 同じ。)、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又 は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又 は利用させること。
- 五 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為
- 3 何人も前二項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、職員を そそのかし、若しくはあおつてはならず、又は職員が前二項に規定す る政治的行為をなし、若しくはなさないことに対する代償若しくは報 復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利 益若しくは不利益を与え、与えようと企て、若しくは約束してはなら ない。
- 4 職員は、前項に規定する違法な行為に応じなかつたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。
- 5 本条の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政及び特定地方独立行政法人の業務の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的とするものであるという趣旨において解釈され、及び運用されなければならない。

(争議行為等の禁止)

第三十七条 職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体

- の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何 人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そその かし、若しくはあおつてはならない。
- 2 職員で前項の規定に違反する行為をしたものは、その行為の開始と ともに、地方公共団体に対し、法令又は条例、地方公共団体の規則若 しくは地方公共団体の機関の定める規程に基いて保有する任命上又は 雇用上の権利をもつて対抗することができなくなるものとする。

(営利企業への従事等の制限)

- 第三十八条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は 金融業その他営利を目的とする私企業(以下この項及び次条第一項に おいて「営利企業」という。)を営むことを目的とする会社その他の 団体の役員その他人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団 体においては、地方公共団体の規則)で定める地位を兼ね、若しくは 自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも 従事してはならない。
- 2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

第5章 市政運営

第1節 市政運営の基本原則

- 第12条 市政は、第4条に規定する自治の基本理念にのっとり、次に 掲げる事項を基本原則として運営されなければならない。
 - (1) 市政は、市民への説明の下に運営されること。
 - (2) 市政は、市民及び市が市政に関する情報を相互に共有することにより運営されること。
 - (3) 市政は、市民の参加の下に運営されること。

【趣旨】

本条では、茅ヶ崎市における自治を推進していく上での基本的な考え方を定めた「自治の基本理念」(第4条)にのっとり、茅ヶ崎市における自治のうち市の活動(市政)に共通する基本的な原則として、「市政説明の原則」、「情報共有の原則」及び「市政参加の原則」について規定しています。

市政には、議会の活動も含まれますので、本条の規定は、議会にも適用されます。

【説明】

- (1) 第1号では、「市政説明の原則」を定めています。市政は、市民全体の福祉の向上のために行われることから、市政の方向性や現状などを市民に説明しなければなりません。そのため、これを具体化したものが第13条の規定(説明責任、45ページ)です。
- (2) 第2号では、市民が市政に関する情報を市と共有することは、市民が市政に参加したり、協働に取り組んだりする上で必要なことから、「情報共有の原則」を定めています。これを具体化したものが第14条の規定(情報共有、46ページ)です。
- (3) 第3号では、地方分権の進展に伴い、「自分たちのまちのことは、 自分たちで決めていく」ことがますます求められることから、市民の 市政への参加を推進し、市民の意見を市政に反映できるようにしてい く「市政参加の原則」を定めています。これを具体化したものが第1 6条の規定(市民参加、50ページ)です。

第2節 市政運営に関する諸制度

(説明責任)

- 第13条 市は、市政に関する事項について、市民に説明しなければならない。
- 2 市は、市民から、市政に関する事項について説明を求められたとき は、速やかに応答しなければならない。

【趣旨】

本条では、「市政運営の基本原則」(第12条、44ページ)のうち 「市政説明の原則」を具体化するものとして、市の説明責任について規定 しています。

【説明】

- 1 第1項では、市政の透明性を確保し、市政に対する市民の信頼が向上するよう、市民からの説明の要求の有無にかかわらず、様々な時点をとらえて、市政に関する事項(経緯、内容、効果、課題など)をそれに適した方法で市が自ら積極的に説明しなければならないことを定めています。
- 2 第2項では、市民から市に対して市政に関する事項について説明の求めがあったときは、速やかに応答しなければならないことを定めています。

国、神奈川県等と調整をしなければ応答できない事案など、あらかじめ期限を定めることができない場合もあることから、「できるだけ早く」という意味を持つ「速やかに」応答することとしています。

(情報共有)

- 第14条 市は、市政に関する情報について市民との共有を図るため、 次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 市政に関する情報を市民に分かりやすく提供するよう努めること
 - (2) 市民が容易に、かつ、等しく市政に関する情報の提供を受けられるよう努めること。
 - (3) 審議会その他の附属機関及びこれに類するものの会議を公開すること。ただし、非公開とする合理的な理由があるときは、この限りでない。
 - (4) 市が管理する情報の公開を求められたときは、別に条例で定めるところにより当該情報を公開すること。

【趣旨】

本条では、「市政運営の基本原則」(第12条、44ページ)のうち「情報共有の原則」を具体化するものとして、市民と市が市政に関する情報を共有するため、市が行わなければならないことについて規定しています。

【説明】

(1) 第1号では、市政に関する情報を市民と市が共有するため、市は、 市政に関する情報について、市民が理解をしやすいように工夫して 「分かりやすく」提供するよう努めることを定めています。

なお、ここでいう「情報の提供」とは、市自らが情報を広く明らかにすることをいい、市民からの請求があって初めて情報を当該請求者に明らかにする第4号の「情報の公開」とは意味が異なります。

(2) 第2号では、市は、市民が容易に、かつ、等しく市政に関する情報の提供を受けられるよう努めることを定めています。

「容易に」とは、市民ができるだけ簡単に情報を入手できるように 広報紙や市ホームページに掲載したり、市役所だけでなく公民館など の公共施設にもパンフレットを配備したりすることなどをいいます。

また、「等しく」とは、誰でも同じように情報を入手できるように 子ども向けに易しく解説したり、視覚障害者のために点字で作成した り、高齢者のために字を大きくすることなどをいいます。

(3) 第3号では、審議会その他の附属機関及びこれに類するものの会議

は、非公開とする合理的な理由がない限り公開することを定めています。

「附属機関」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置される審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関をいい、「これに類するもの」とは、茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱第2条第3項に規定する「懇談会等」をいいます。

「非公開とする合理的な理由」とは、①非公開とすることについて 法令又は条例に定めがある場合、②個人に関する情報を取り扱う場合、③公開することにより意思決定の中立性が損なわれるおそれのあ る場合、④公開することにより特定の者に不当に利益を与え、又は不 利益を及ぼすおそれのある場合などのことをいいます。

(4) 第4号では、市民から公開の請求があった場合の情報の公開について定めています。

請求に基づく情報の公開については、茅ヶ崎市情報公開条例の規定に基づき行います。

(参考)

〇地方自治法 抄

第百三十八条の四略

- ② 略
- ③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。
 - ○茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱 抄

(定義)

第二条 略

- 2 略
- 3 この要綱において「懇談会等」とは、行政運営上の参考とするため、市民や有識者等(以下「市民等」という。)から意見や助言を聴取し、又は市民等との意見交換を行うことを主な目的として法律又は

条例の規定に基づかず、規則又は要綱(以下「規則等」という。)の 定めるところにより本市が設置する懇談会、懇話会、研究会等附属機 関に類する機関であって、意思決定を伴わないものをいう。ただし、 次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 本市職員のみを構成員とするもの
- (2) 本市職員の研修、研究等を主な目的とするもの
- (3) 他の地方公共団体又は関係機関等の連絡調整を目的として設置するものであって本市の機関内部に事務局が置かれているもの
- (4) 特定の事業又は業務を実施するために組織する実行委員会等

(情報の管理等)

- 第15条 市は、市政に関する情報の収集並びに市が保有する情報の利 用及び提供並びに管理を適正に行わなければならない。
- 2 市は、市が保有する情報を正確、完全かつ最新なものに保つとともに、常に利用が可能な状態にしておかなければならない。

【趣旨】

市民と市が市政に関する情報を共有するためには、その前提として、市が保有する情報が適正に管理され、かつ、正確な情報に基づいて市政を行うことは市政運営の基本です。

本条では、市は、市政に関する情報の収集並びに市が保有する情報の利用、提供及び管理を適正に行うとともに、市が保有する情報の正確性等を保持しなければならないことについて規定しています。

なお、市政に関する情報や市が保有する情報には個人情報も含まれますので、適正な収集、利用、提供、管理などは個人情報についても適用されます。

【説明】

1 第1項では、市は、市政に関する情報の収集や市が保有する情報の管理などを適正に行わなければならないことを定めています。

「情報の管理」とは、情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の情報の適正な管理のため必要な措置を講じることをいいます。市では、情報の漏えいに関する事件が発生したときは、説明責任を果たすとともに、再発を防止する観点から、当該事件の経過や内容等を茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会に報告し、当該審議会の議事録を通して事件の経過や内容等を明らかにしています。

2 第2項では、市は、市が保有する情報の正確性を保持しなければならないことなどを定めています。

「正確、完全かつ最新」とは、情報の収集の時点で正確、完全かつ最新であることはもちろん、利用し、又は提供しようとする時点で必要とする情報の取扱目的から判断して、正確、完全かつ最新であることを要するものであることをいいます。

(市民参加)

- 第16条 市は、事案の内容、性質等に応じ、パブリックコメント手続、意見交換会その他の市民参加(市民が条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程に参加することをいう。以下同じ。)のための多様な方法を整備しなければならない。
- 2 市は、市民参加の機会が等しく得られるよう適切な措置を講ずるよう う努めなければならない。
- 3 市は、市民参加をしやすい環境の整備に努めなければならない。
- 4 市は、市民参加により提出された意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【趣旨】

本条では、「市政運営の基本原則」(第12条、44ページ)のうち 「市政参加の原則」を具体化するものとして、市民参加のための多様な方 法の整備等について規定しています。

【説明】

1 第1項では、市は、「市民参加」のための多様な方法を整備しなければならないことを定めています。

この条例において「市民参加」とは、市民が、条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程に参加することをいいます。

なお、条例や政策といっても、その内容や性質などは様々ですから、「事案の内容、性質等に応じ」て、市民参加の対象として適切なものかどうかを判断し、また、多様な市民参加の方法のうちから適切な市民参加の方法を選択する必要があります。

なお、市民参加のための「多様な方法」の例としては、次の表に掲げるものが考えられます。参加(意見)を求める対象の内容などにより、よりふさわしい方法による参加の機会を設けることが必要です。

市民参加の方法	概	要
説明会・意見交換会	説明会とは、市が、ある	案件についてよくわかる
	ように伝えることを目的に	集会形式で実施するもの
	です。市民の意見聴取に重点をおいた説明会が意見	
	交換会です。	
	誰でも参加できることか	ら市民の意見等の把握、
	協力依頼等に活用されます。	
	シンポジウムとは、1つ	のテーマについて何人か
	のパネリスト(講演者)が	それぞれの見地から専門
	的な意見を述べ、その後参	:加者と議論する形式の討
	論会です。	
シンポジウム・	フォーラムとは、1つの	テーマについてパネリス
フォーラム	トだけでなく参加者との意	見交換に重点を置き、議
	論する形式の討論会です。	
	参加者がテーマに関する	幅広い意見を聞くことが
	できるとともに、議論にも	参加できるため主催者と
	参加者相互の共通認識を深	めることができます。
ワークショップ	参加者が意見を交わしな	がら、地域の現状把握、
	問題点や課題の整理・分析	、計画の方向性の提言な
	どを行うのに適しています	•
	模造紙を囲み、付箋に思	いを表現するワークや、
	カードを用いたグループデ	「イスカッションなど、参
	加人数や目的に応じて様々	な進め方があります。参
	加者が実際に手や身体を使	で共同作業を行うこと
	で、ある程度意見の集約が	可能となります。
アンケート	多くの人に同じ内容につ	いて質問し、意見や意
	向、傾向等を把握する方法	です。
	計画の策定段階や事業の	評価段階等において市民
	の意見や意向等を把握する	際に多く用いられます。
	郵送、インターネット、	電子メール等により実施
	する場合は、市民が自分の	都合の良い時間や場所で
	回答できる利点があります	0
ヒアリング	調査対象者に対して直接	面接を行い、調査の趣旨
	目的を伝え、聞き取り調査	を行う手法をいいます。

	1
	市長等が条例又は政策等の案を公表して広く市民に発見ながなり、提出された意見の概要及びこれに対
	に意見を求め、提出された意見の概要及びこれに対し、
	する市長等の考え方を公表する一連の手続をいいま
パブリックコメント	す。
手続	基本的な政策を定める計画や方針の策定又は条例
	や規則、審査基準等の制定又は改廃に当たっては、
	パブリックコメント手続の実施を義務付けていま
	す。
	茅ヶ崎市市民参加条例(平成25年茅ヶ崎市条例
政策提案手続	第34号)に定められた、市民5人以上の連署をも
以外证条于机	って市長等に対して政策の案を提案することができ
	る手続です。
	行政運営への市民参加の推進を目的として、審議
審議会等の委員への市民の選任	会等の設置目的に応じた公募による委員への選任が
	市民参加の方法のひとつとして位置づけられていま
	す。
	市民委員を選任することにより、各審議会等が所
	掌する事項の調停、審査、審議又は調査等を行う過
	程で、市民の目線に立った意見が提起されることが
	期待されます。
	無作為抽出により選出された市民が集まり、まち
古民封護公	の課題について話し合い、そこで出された意見を集しぬしてまたべくりに生かしていくものです。
市民討議会	約してまちづくりに生かしていくものです。
	幅広い層の潜在的な市民の声を市政に反映させる
	ことができます。
	テーマを決めて市民からアイデア等を募集する方
	法です。募集は広報紙、チラシ、ポスター、ラジ
作文・イラスト・	オ、テレビ、ホームページ等で行うほか、学校や事
アイデア等の公募	業所等にも呼びかけると効果的です。
	また、公共施設などの愛称募集は、決定後、広く
	市民に親しまれる効果が期待されます。
	市政に関する意見や提案等を述べることができる
わたしの提案	制度です。ホームページからも送ることができま
	す。

2 第2項では、市は、市民参加の機会が等しく得られるよう適切な措置 を講ずるよう努めなければならないことを定めています。

「適切な措置」の例として、審議会等の委員を再任する場合は在任期間を制限することや他の審議会等の委員との兼任を制限すること、男女の比率や年齢構成を考慮すること、また、市民参加を求める事案とかかわりの深い者を優先的に参加者として選出することなどがあります。

3 第3項では、市は、市民参加をしやすい環境の整備に努めなければな らないことを定めています。

「市民参加をしやすい環境」とは、仕事をしている方でも参加できるように意見交換会などを休日や夜間に開催したり、聴覚障害者のために手話通訳者を配置したり、乳幼児をお持ちの方のためにその乳幼児の一時預かりを実施することなどをいいます。

4 第4項では、市は、市民参加による意見、提案等を市政に反映させるよう努めなければならないことを定めています。

市民の意見、提案等を反映した政策を実施するためには、市民参加により提出された意見、提案等をできるだけ尊重し、市政に反映していく必要があるが、これらの意見、提案等については、主権を有する市民の代表である議会や市長等による検討が欠かせないので、「市は、市民参加により提出された意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない」としています。なお、具体的な手続として茅ヶ崎市市民参加条例に「政策提案」が定められています。

5 第5項では、市民参加に関し必要な事項は別に条例で定めることを定めています。

第1項から第4項までは、市民参加に関する基本的な事項のみを規定 していることから、市民参加の方法や参加しやすい環境の整備などの具 体的な内容については、茅ヶ崎市市民参加条例に定められています。

(政策法務等)

- 第17条 市は、地域の課題を解決するため、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、及び運用するとともに、条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)を適切に制定し、又は改廃しなければならない。
- 2 市長は、基本的な制度を定める条例、義務を課し、若しくは権利を制限する条例又は市民生活若しくは事業活動に直接かつ重要な影響を与える条例の制定又は改廃に着手するときは、その趣旨を公表しなければならない。ただし、公表しないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。
- 3 市は、この条例の趣旨にのっとり、条例等を体系的に整備しなければならない。

【趣旨】

地方分権の進展に伴い、法令解釈権が拡大するとともに、条例制定権の対象も広がりました。この法的権限を生かして、地域の実情にあった政策を実施するため、条例等を制定改廃し、「自分たちのまちのことは、自分たちで決めていく」ことがますます求められています。

本条では、法令の解釈・運用や条例等の制定改廃などについて基本的な考え方を規定しています。

【説明】

1 第1項では、市の法令の自主解釈権や自治立法権の適切な行使について定めています。

「地域の課題を解決するため、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、及び運用するとともに、条例、規則その他の規程を適切に制定し、 又は改廃する」とは、「政策法務」といわれる考え方で、法令等を地域 の課題を解決するための手段としてとらえ、地域の実情に合わせて法令 等を適切に解釈したり、運用することや地域の課題を解決するために条 例等を制定したり改廃したりすることなどをいいます。

「条例、規則その他の規程」とは、議会の議決を経て制定される「条例」や市長が定める「規則」のほか、地方自治法第138条の4第2項にいう普通地方公共団体の委員会の定める規則などをいい、具体的には、教育委員会規則、公平委員会規則、農業委員会規則などが該当します。

2 第2項では、市長は、市の基本的な制度を定める条例などの制定改廃 に着手するときはその趣旨を公表しなければならないことを定めていま す。

市の基本的な制度を定める条例などの制定改廃の着手を市民に公表することにより、市民間における議論のきっかけを作るとともに、市民は、その後の市の取組をチェックし、市民参加に備えることができるようになります。

「基本的な制度を定める条例」とは、茅ヶ崎市自治基本条例、茅ヶ崎市市民参加条例、茅ヶ崎市環境基本条例(平成8年茅ヶ崎市条例第25号)など市政全般又は行政の各分野における基本理念や方針を定める条例や茅ヶ崎市行政手続条例(平成9年茅ヶ崎市条例第2号)、茅ヶ崎市情報公開条例、茅ヶ崎市個人情報保護条例など市政を推進する上での共通の制度を定める条例などをいいます。

「義務を課し、若しくは権利を制限する条例」とは、茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例(平成14年茅ヶ崎市条例第12号)、茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例(平成16年茅ヶ崎市条例第9号)、茅ヶ崎市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成24年茅ヶ崎市条例第5号)などの許認可や規制を定める条例、茅ヶ崎市市税条例(昭和25年茅ヶ崎市条例第47号)や茅ヶ崎市手数料条例(平成12年茅ヶ崎市条例第6号)などの金銭の徴収にかかわる条例などをいいます。

「市民生活若しくは事業活動に直接かつ重要な影響を与える条例」とは、市民に広く適用され、市民生活や事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例をいいます。

「着手するとき」とは、当該条例を制定したり、改正したり、廃止しようとすることを決定し、その作業に着手するときをいいます。

なお、議会議員が条例の制定、改廃の作業を行うこともありますが、 議会議員の個人的な作業については、いつ、これに着手したのか捉えき れないので、第2項では、議会議員が行う条例の制定改廃の作業は、対 象としていません。

「趣旨」とは、「着手するとき」に公表することとしていることからも理解されるとおり、条例の制定改廃をする理由や目的などをいい、条例の概要という意味ではありません。

なお、第2項ただし書に規定する「合理的な理由」とは、次に掲げる場合が考えられます。

- (1) 緊急を要する場合。災害などに緊急に対応する必要がある場合のほか、本手続を実施する時間的余裕がないことが合理的に説明できる場合をいいます。
- (2) 市の裁量の余地がない場合。法令にその内容が詳細に規定されていて市の裁量の余地のない場合をいいます。
- (3) 直接請求に基づく場合。地方自治法第74条第1項の請求を受けて 条例を議会に付議する場合をいいます。
- (4) 法令等の技術的読替えを定める場合。法令等の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める場合をいいます。
- (5) 根拠となる法令等の規定の削除に伴う場合。条例を定める根拠となる法令等の規定の削除に伴い当然必要とされる当該条例の廃止をしようとする場合をいいます。
- (6) 法令等の制定に伴う場合。法令等が定められたことに伴い、当然必要とされる規定の整理をしようとする場合をいいます。
- (7) 軽微な変更である場合。法令の改正等に伴い当然必要とされる規定 の整理のほか、用語の整理、条項の繰上げ繰下げなど形式的な変更を 行う場合のように必然的、自動的に改正を行う場合をいいます。
- 3 第3項では、市は、この条例の趣旨にのっとって条例等を体系的に整備しなければならないことを定めています。

「この条例の趣旨にのっとり、条例等を体系的に整備」するとは、この条例の趣旨にのっとって、必要となる条例等を制定したり、既存の条例等を改正したり、廃止したりすることにより、総合的、有機的つながりを持った条例等の体系を形成することをいいます。

なお、「この条例の趣旨」の意味については、第2条(条例の位置付け)の説明(15ページ)を参照してください。

「説明責任」(第13条、45ページ)、「情報共有」(第14条、46ページ)、「市民参加」(第16条、50ページ)は、市政運営に共通する制度であり、条例等の制定改廃にも適用されることから、条例等の制定改廃を行おうとするときには、市は、市民に対する説明責任を負うとともに、情報提供を積極的に行い、市民参加の下に行っていくことになります。

(参考)

○地方自治法 抄第百三十八条の四 略

- ② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。
- ③ 略

(総合計画等)

- 第18条 市は、市の目指す将来の姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、この条例の趣旨にのっとり、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画(以下「総合計画」という。)を定めなければならない。
- 2 総合計画は、次条第3項に規定する財政の見通しと整合を図って策 定され、又は改定されなければならない。
- 3 行政の各分野における政策を体系的に定める計画は、総合計画と整 合を図って策定され、又は改定されなければならない。
- 4 市長は、総合計画の策定又は改定に着手するときは、その趣旨を公 表しなければならない。
- 5 市長は、総合計画の進行を管理し、その進行状況を公表しなければ ならない。
- 6 政策は、法令の規定によるもの、緊急を要するもの又は著しい社会 情勢の変化によるものを除き、総合計画に根拠を有するものでなけれ ばならない。

【趣旨】

本条では、市の政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める総合計画の策定などについて規定しています。

【説明】

1 第1項では、市は、市の政策を計画的、総合的に推進するため、総合計画を定めなければならないことを定めています。

「この条例の趣旨にのっとり、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画(以下「総合計画」という。)を定め」るとは、この条例の趣旨にのっとった内容となるよう総合計画を策定することをいいます。なお、「この条例の趣旨」の意味については、第2条(条例の位置付け)の説明(15ページ)を参照してください。

「説明責任」(第13条、45ページ)、「情報共有」(第14条、46ページ)、「市民参加」(第16条、50ページ)は、市政運営に共通する制度であり、総合計画にも適用されますから、総合計画の策定又は改定をする際には、市は、市民に対する説明責任を負うとともに、情報提供を積極的に行い、市民参加の下に行っていくことになります。

なお、総合計画の策定又は改定をするときは、茅ヶ崎市議会の議決す

べき事件を定める条例(平成25年茅ヶ崎市条例第49号)第2条の規定に基づき議会の議決を経なければなりません。

- 2 第2項では、総合計画と財政運営との関係を示すもので、総合計画と 財政の見通しの整合を図らなければならないことについて定めていま す。
 - 第19条(財政運営等、61ページ)では、財政の健全性を確保するため、市は「財政の見通し」を策定することになっていますが、この「財政の見通し」と整合を図って総合計画は策定又は改定をされることになります。そしてこの両者の整合を図ることにより、総合計画の円滑な実施と財政の健全性が確保されることになります。
- 3 第3項では、行政の各分野における政策を体系的に定める計画と総合 計画との関係について定めています。

「行政の各分野における政策を体系的に定める計画」とは、具体的には、ちがさき都市マスタープラン、茅ヶ崎市環境基本計画、茅ヶ崎市地域福祉計画などをいいますが、第3項では、これらの計画は、総合計画と整合を図って策定又は改定をされなければなりません。

第3項の規定と第6項の規定が相まって、市の政策は、総合計画の下に、計画的、総合的に推進されることになります。

4 第4項では、市長は、総合計画の策定又は改定に着手する場合にその 趣旨を公表しなければならないことを定めています。

第4項も、第17条第2項(市の基本的な制度を定める条例等の制定改廃、54ページ)と同様に、総合計画の策定又は改定に着手する場合にその趣旨を市民に公表することにより、市民間における議論のきっかけを作るとともに、その後に続く市民参加などを予告することをその趣旨としています。

なお、「着手するとき」とは、総合計画の策定又は改定をすることを 決定し、その作業に着手するときをいいます。

「趣旨」とは、「着手するとき」に公表することとしていることからも理解されるとおり、総合計画の策定又は改定をする理由や目的などをいい、総合計画の概要という意味ではありません。

5 第5項では、市長は、総合計画の進行管理とその進行状況の公表を行 わなければならないことを定めています。

この「進行管理」は、単に総合計画に位置付けられた政策の進行状況を管理するだけではなく、政策の裏付けとなる予算や政策を実施した結果である決算を踏まえた有効性や効率性の面からの評価を含んでいま

す。

6 第6項では、市の政策と総合計画との関係を定めています。 市の政策を計画的、総合的かつ体系的に推進するため、第6項では、 市の政策は、原則として、総合計画の下に推進されなければならないこ とを定めています。

(参考)

○茅ヶ崎市議会の議決すべき事件を定める条例

(議決すべき事件)

- 第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。
 - (1) 茅ヶ崎市自治基本条例(平成21年茅ヶ崎市条例第35号)第1 8条第1項に規定する総合計画を策定し、又は改定すること。
 - (2) 略

(財政運営等)

- 第19条 市長は、市政の運営が現在及び将来の市民の負担の上に成り立っていることに鑑み、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政を 運営するとともに、財政状況について、分かりやすく公表するよう努 めなければならない。
- 2 市長は、財政の健全性を確保するため、中長期的な展望に立って、 計画的に財政を運営しなければならない。
- 3 市長は、財政の見通しを策定し、当該見通し及び次条第1項の評価 の結果を踏まえて予算を編成しなければならない。

【趣旨】

本市が将来にわたって持続的に発展していくためには、中長期的な財政 見通しについて市民と的確に情報を共有した上で、施策の優先度の合意形 成や適切な役割分担を構築し、強固な財政基盤を確立することが重要で す。このことから、市長には市民への中長期的な財政状況の分かりやすい 説明をはじめ、適正かつ効率的な予算の編成と執行が求められます。

本条では、行政運営の基本となる財政運営についての基本的な考え方を規定しています。

【説明】

1 第1項では、市政は、市税や分担金、使用料、手数料などの市民の負担によって運営されていることから、市長は、最少の経費で最大の効果を挙げる行政運営と財政状況の分かりやすい公表に努めなければならないことについて定めています。

財政状況の公表については、地方自治法第243条の3及び茅ヶ崎市 財政状況の公表に関する条例(昭和23年茅ヶ崎市条例第13号)に基 づき、決算及び執行状況について市ホームページや広報紙で公表すると ともに、「市政情報誌」や「包括年次財務報告書」によりお知らせして います。また、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の適用を 受ける病院事業及び公共下水道事業については、地方公営企業法第40 条の2第1項並びに病院事業の設置等に関する条例(昭和41年茅ヶ崎 市条例第40号)第12条及び公共下水道事業の設置等に関する条例 (平成23年茅ヶ崎市条例第44号)第9条に基づき、それぞれ経営状 況を市ホームページや広報紙で公表しています。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第

- 94号)第3条に基づく健全化判断比率及び同法第22条に基づく資金不足比率について、議会に報告し、かつ公表しています。
- 2 第2項では、円滑な行政運営のためには、財政の健全性が確保される 必要があることから、市長は、中長期的な展望に立って、計画的に財政 運営を行わなければならないことを定めています。
- 3 第3項では、市長は、財政推計や財政推計の背景や根拠などを示した 財政の見通しの策定と財政の見通しや行政評価の結果を踏まえた予算編 成を行わなければならないことを定めています。

第18条(総合計画等、58ページ)では、総合計画は、財政の見通しと整合を図って策定することとしているので、市長が財政の見通しを策定する場合には、総合計画の期間に合わせた長期の財政の見通しや総合計画に基づく実施計画の期間に合わせた中期の財政の見通しを策定し、また、これらの財政の見通しと総合計画や実施計画との整合を図ることで、計画的な財政運営を行うことになります。

また、市長は、これらの財政の見通しと、単年度の財政の見通しや予算編成の際の基本的な考え方を示した予算編成方針及び行政評価の結果を踏まえて翌年度の予算を編成しなければなりません。

(参考)

○地方自治法 抄

第二条 略

(2)

~ 略

 $\overline{13}$

- ④ 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- $(\overline{15})$

~ 略

 $\widehat{(17)}$

(財政状況の公表等)

第二百四十三条の三 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

- 2 略
- 3 略
 - ○地方公営企業法 抄(業務の状況の公表)
- 第四十条の二 管理者は、条例で定めるところにより、毎事業年度少く とも二回以上当該地方公営企業の業務の状況を説明する書類を当該地 方公共団体の長に提出しなければならない。この場合においては、地 方公共団体の長は、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 2 前項の規定による公表は、これをもつて、当該地方公営企業に係る 地方自治法第二百四十三条の三第一項の規定による普通地方公共団体 の長の行う公表とみなす。
 - ○地方公共団体の財政の健全化に関する法律 抄 (健全化判断比率の公表等)

第三条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

2

) 略

7

(資金不足比率の公表等)

- 第二十二条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該 公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率 及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付 し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該 資金不足比率を公表しなければならない。
- 2 略
- 3 略

(行政評価)

- 第20条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を推進するため、 政策について評価を実施しなければならない。
- 2 市長等は、前項の評価の結果を政策に反映させるものとする。
- 3 市長等は、評価しようとする政策の特性に応じて、市民及び学識 経験を有する者による評価の仕組みを整備しなければならない。
- 4 市長は、第1項の評価の結果を公表しなければならない。

【趣旨】

本条では、「行政評価」について規定しています。

この「行政評価」は、市長等が実施する政策について、その必要性、効率性、有効性などを評価し、その結果に基づき政策の見直しを行い、それに応じて、予算を編成することで、市民ニーズに即した効果的な政策を実施することを目的として行うものです。

【説明】

- 1 第1項では、市長等がそれぞれ所管している政策について「行政評価」を実施しなければならないことを定めています。
- 2 第2項では、行政評価は、政策の必要性、効率性、有効性などを評価 して、政策に反映させようとするものであるから、市長等は、行政評価 の結果を政策へ反映させることを定めています。

この行政評価の結果を政策に反映させる方法のひとつとして、第19条第3項(財政運営等、61ページ)では、行政評価の結果を踏まえた予算編成について定めています。

3 第3項では、市長等は、市民や学識経験を有する者による評価の仕組 みを整備しなければならないことを定めています。

第3項の規定は、政策を評価する過程への市民の参加を具体化するものであり、かつ、学識経験を有する者が専門的な視点で政策を評価することにより評価の客観性を確保するとともに、市民の参加により市民ニーズに即した効果的な政策を実施しようとするものです。

なお、「政策」は、まちづくりの方針と理念を示す政策、政策を実現するための方策を示す施策、施策を実現するための具体的な手段を示す事務事業を含むものであり、その態様は様々で、専門性の高い政策や行政内部の人事・職員政策など、その内容も多様なことから「評価しようとする政策の特性に応じて」市民や学識経験者による評価の仕組みを整

備することとしています。

4 第4項では、市民への説明責任を果たし、情報共有を図るため、市長は、行政評価の結果を公表しなければならないことを定めています。

第3節 公正と信頼の原則

(行政手続)

第21条 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を 図るため、処分等に関する手続を適正に行わなければならない。

【趣旨】

本条では、市長等が行う処分等に関する手続の公正の確保及び透明性の 向上を図るため、処分等に関する手続の過程でどのような処理が行われた のか、どうしてそのような結果になったのか、その活動の過程を市民から 見えるようにし、その活動をきちんと説明し、納得を得られるよう行政手 続を適正に行わなければならないことについて規定しています。

【説明】

市長等が行う処分等は、市民の権利利益に直接かかわるものなので、その公正を確保し、及び透明性の向上を図るため、市長等は、これらの手続を適正に行わなければならないことを定めています。

「処分等に関する手続」とは、申請に対する処分、不利益処分、行政指導、届出に関する手続や意見公募手続(審査基準などを定める場合に、当該審査基準などの案やこれに関連する資料をあらかじめ公示し、市民の意見を求めることをいいます。)をいいます。意見公募手続については、茅ヶ崎市市民参加条例に規定されています。

「申請に対する処分」とは、法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許 その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、 当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをい います。

「不利益処分」とは、行政庁が、法令に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいいます。

「行政指導」とは、行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において 一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める 指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいいま す。

「届出」とは、行政庁に対し一定の事項の通知をする行為(申請に該当するものを除く。)であって、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの(自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当

該通知をすべきこととされているものを含む。)をいいます。

(参考)

○行政手続法 抄

(地方公共団体の措置)

第四十六条 地方公共団体は、第三条第三項において第二章から前章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出並びに命令等を定める行為に関する手続について、この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情等への対応)

- 第22条 市長等は、行政運営に関し苦情等があったときは、速やかに 状況を確認し、必要に応じて、業務の改善その他の適切な措置を講じ なければならない。
- 2 市長は、毎年度、前項の苦情等の内容を取りまとめ、公表しなければならない。

【趣旨】

市民からは、行政運営に関し様々な形で苦情や要望、意見、疑問などが市に提出されます。苦情等への対応は、市の業務をより良いものに改善する契機となることから、苦情等への適切な措置は、市民との情報共有や市民との信頼関係の形成に資するものです。

本条では、このような市民からの行政運営に対する苦情等への対応について規定しています。

【説明】

1 第1項では、行政運営に関し苦情等があったときは、市長等は速やかに状況確認を行い、必要に応じて業務を改善するなど、適切な措置を講じなければならないことを定めています。

市民からの説明の求めについては第13条(説明責任、45ページ)の規定が適用され、市民からの政策の提案については第16条(市民参加、50ページ)や第25条(コミュニティ、73ページ)の規定が適用されることになります。

2 第2項では、市長は、行政運営に関する苦情等の内容をとりまとめる とともに、苦情等の内容を公表しなければならないことについて定めて います。

第2項は、行政運営に関しどのような苦情等があったかを市長が整理 し、苦情等の内容を公表することで、市民が行政運営をチェックするこ とができるようにするものです。 なお、市民から寄せられる苦情等の 内容、苦情等に対する市の対応状況などについて、市ホームページや市 政情報コーナー (茅ヶ崎市役所本庁舎1階) において公表しています。

(監査)

- 第23条 監査委員は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の 管理を監査するほか、事務の執行について監査するものとする。
- 2 監査委員は、監査の結果を分かりやすく公表するよう努めなければ ならない。

【趣旨】

本条では、公正で、効率的な行政運営を確保するために行われる監査委員による監査について規定しています。

【説明】

1 第1項では、監査を充実するため、監査委員は、財務監査や経営監査 のほかに、合理性、効率性、適正の確保等の観点から事務の執行につい て監査を行うことを定めています。

「財務に関する事務の執行を監査する」とは、予算の執行、支出、契約、現金等の出納、財産管理などを監査することをいいます。

「経営に係る事業の管理を監査する」とは、病院事業や下水道事業など収益を伴う事業について、合理性や効率性を含む運営全般を監査することをいいます。

「事務の執行について監査する」とは、予算の執行や契約などの財務 関係だけでなく、市の事務の執行が合理的かつ効率的に行われている か、法令等の定めに従って適正に行われているかなどについて監査する ことをいいます。

2 第2項では、監査委員は、監査の結果を分かりやすく公表するよう努 めなければならないことについて定めています。

監査の結果の公表については、地方自治法第199条第9項に規定がありますが、第2項では、監査結果を市民の皆さんが理解しやすいように工夫して分かりやすい公表に努めなければならないこととしています。

なお、監査結果及びこれに対する市の措置状況について、市ホームページや市政情報コーナーにおいて公表しています。

(参考)

○地方自治法 抄

第百九十五条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

② 略

- 第百九十九条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執 行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。
- ② 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。
- (3)
 - 略
- (8)
- ⑨ 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。
- ⑩ 略
- ⑪ 略
- ② 監査委員から監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

(職員通報)

- 第24条 職員は、市政の運営に関し違法又は不当な行為の事実がある ことを知ったときは、その事実を市長又は市長があらかじめ定めた者 に通報するものとする。
- 2 市は、職員が前項の規定に基づき正当な通報を行うことにより、不 利益を受けることがないよう適切な措置を講じなければならない。

【趣旨】

本条では、市政運営の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう違法又は不当な行為の発生と被害の防止を図るため、市の内部の自浄作用のための制度である職員通報について規定しています。

職員通報は、職員が市政の運営に関する違法又は不当な行為の事実を通報窓口に通報しやすい環境を整備することにより、市の業務におけるコンプライアンス(法令遵守)を確保するとともに、速やかに当該違法又は不当な行為を是正していこうとするものです。

なお、職員は、本条によることなく、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)に基づき、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律及びこれに基づく命令に違反する犯罪行為又は最終的に刑罰につながる行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報することもできます。

【説明】

1 第1項では、市政の運営に関する違法又は不当な行為の事実について の職員による通報について定めています。

「職員」とは、常勤の職員や臨時職員などをいいます。

「市政の運営に関し違法又は不当な行為」には、職員はもちろんのこと、指定管理者(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行う事業者等で市が指定したものをいいます。以下同じ。)、市と請負関係にある業者、市長などの行う違法又は不当な行為も含まれるので、たとえば、指定管理者が指定を受けた施設の管理に関して違法又は不当な行為を行った場合は、職員による通報の対象になります。

職員通報は、自浄作用によって市政の公正や信頼を確保しようとする ものであり、国民の生命、身体、財産等の保護にかかわる法令の遵守等 を目的とする公益通報者保護法とは趣旨が異なるので、同法では対象と なっていない「不当な行為」も通報の対象になっています。

「不当な行為」とは、法令の規定に反する行為とはいえないが、事務の執行上、妥当性を欠く行為や適当ではない行為をいい、具体的には、 市政の公正や公平性を保つために定められた要綱や取扱基準に反する行 為などが該当します。

また、職員が通報しやすい環境を確保するため、市長だけでなく、 「市長があらかじめ定めた者」も通報先としています。

なお、市では、職員通報制度の概要や通報の件数及び職員通報があった場合は、その内容や職員通報に対する市の対応状況などについてホームページで公表しています。

2 第2項では、職員通報を行った職員が、そのことで不利益を被らないよう適切な措置を市が講じなければならないことを定めています。

第2項は、職員通報を行った職員が不利益を受けることのないようにすることにより、職員が通報をためらうことのないようにするものです。

第6章 市民の公益活動

(コミュニティ)

- 第25条 市民及び市は、公益の増進に取り組むコミュニティ(市民により自主的に形成された集団又はつながりをいう。以下同じ。)が地域の自治の担い手であることを認識し、その活動を尊重しなければならない。
- 2 市民は、自らの自由な意思に基づき、公益の増進に取り組むコミュニティの活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。
- 3 市は、公益の増進に取り組むコミュニティから提出された市政に関する意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない。

【趣旨】

少子高齢社会の進行などに伴い、自治の担い手が減少し、また、地域に 対する意識や関心が低下しつつある中で、地域における自治の担い手であ る公益の増進に取り組むコミュニティの活性化を図り、地域における様々 な課題を解決する力である「地域力」を向上させることはますます重要な 課題となっています。

本条では、市民により自主的に形成された集団又はつながりであるコミュニティについて規定しています。

【説明】

- 1 第1項では、市民及び市は、自治会、地区社会福祉協議会など公益的な活動を行う集団はもとより、市民により自主的に形成された公益の増進に取り組む集団が地域の自治の推進にとって重要な存在であることを認識し、その集団が行う公益の増進に取り組む活動を尊重しなければならないことを定めています。
- 2 第2項では、市民の自由な意思による、公益の増進に取り組むコミュニティの活動への参加や協力について定めています。

市民が公益の増進に取り組むコミュニティの活動に参加したり、協力したりすることは、コミュニティの活性化のためには大変重要です。

しかしながら、こうした活動への参加や協力は、他者から強制されて 行うようなものではなく、また、様々な事由により参加や協力ができな い場合もあるので、第2項では、「市民は、自らの自由な意思に基づ き、公益の増進に取り組むコミュニティの活動に参加し、又は協力する よう努めるものとする」としています。したがって、第2項の規定は、 公益の増進に取り組むコミュニティの活動への参加や協力を市民に強制 するものではなく、これらの活動への参加や協力をしないことで、不利 益な扱いを受けるものでもありません。

3 第3項では、公益の増進に取り組むコミュニティから提出された意見 等の尊重について定めています。

地域の自治の担い手である公益の増進に取り組むコミュニティから提出された意見、提案等は、できるだけ尊重すべきものですが、これらの意見、提案等については、主権を有する市民の代表である議会や市長等による検討が欠かせません。

そこで、第3項では、「多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させる」としています。

(協働)

- 第26条 市民及び市は、適切な役割分担の下、地域の課題を解決する ため、互いの自主性及び特性を尊重し、対等の立場で連携し、又は協 力するよう努めるものとする。
- 2 市民は、自らの自由な意思に基づき、地域の課題を解決するため、 対等の立場で相互に連携し、又は協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

少子高齢社会の進行などに伴い、多様な市民ニーズにきめ細かく対応することが求められていますが、同時に市の財政の伸びが期待できない中にあっては、市民と市が、又は市民が相互にそれぞれの特性を生かして連携し、協力した方が効率的、効果的に地域の課題を解決できるものについては、市民と市が、又は市民が相互に連携し、協力していく必要があります。

本条では、地域の課題を解決するため、市民と市の、又は、市民相互の「協働」について規定しています。

【説明】

- 1 第1項では、各地域の住民や自治会、地区社会福祉協議会、事業者などの市民と市がそれぞれの特性を生かして対等の立場で連携し、相互に協力した方が効率的、効果的に地域の課題を解決できるものについては、両者が連携し、協力していく必要があることから、市民と市の協働について定めています。
- 2 第2項では、各地域の住民や自治会、地区社会福祉協議会、事業者などの市民が地域における様々な課題を解決する力である地域力を向上させるためには、これらの市民が相互に連携し、協力することも重要であることから、市民相互の協働について定めています。

「市民相互の協働」は、自発的に行われるべきもので、他者から強制されて行うものではないので、第2項では、「市民は、自らの自由な意思に基づき、地域の課題を解決するため、対等の立場で相互に連携し、又は協力するよう努めるものとする」としています。

(市民活動の推進)

第27条 市は、公益の増進に取り組む市民の活動を支援するため、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、市は、 当該市民の活動の自主性及び自立性を損なうことのないよう配慮しなければならない。

【趣旨】

各地域の住民や自治会、地区社会福祉協議会、事業者などの市民が地域における様々な課題を解決する力である地域力を向上するためには、不特定かつ多数のものの利益である「公益」の増進に取り組む市民の活動が活発に行われることが重要です。

本条では、公益の増進に取り組む市民の活動に対する市の支援について規定しています。

【説明】

「市民」には、第3条(定義、17ページ)に定めているように、自治会、地区社会福祉協議会など、公益の増進に取り組むコミュニティが含まれていることから、市は、これらの活動の支援に努めることになります。

また、地域における公益の増進に取り組む市民活動であれば、コミュニティの活動に限らず、市はその支援に努めることになります。

なお、支援のための「適切な措置」とは、活動する場所の提供、財政的 支援、情報の提供、人材の育成などをいいます。

第7章 住民投票

- 第28条 市は、別に条例を定めることにより、市政に係る重要事項に ついて、直接に住民の意思を確認するため、住民投票を実施すること ができる。
- 2 市長は、住民投票を実施するときは、住民投票の争点を明らかにするとともに、住民が当該争点について判断するのに必要な情報を提供 しなければならない。
- 3 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

【趣旨】

市政に対し直接住民の意思を反映する直接請求の仕組みとしては、市長 及び市議会議員の選挙、地方自治法上の直接請求(条例の制定改廃請求、 事務監査請求、議会の解散請求、議員の解職請求、市長の解職請求等)、 市町村合併協議会設置の請求などがあります。

本条では、これらの仕組みのほか、市政に係る重要事項について、投票により直接に住民の意思を確認する制度である住民投票について規定しています。

【説明】

1 第1項では、市は、条例を制定することにより、市政に係る重要事項について、住民投票を実施することができることを定めています。

「住民」とは、住民投票は間接民主制を補完するものであること、また、住民投票の結果は個別具体の市政運営に大きな影響を与えることから、第3条(定義、 17° ージ)に定められている市民のうち、茅ヶ崎市内に住所を有する自然人を想定していますが、「住民」の具体的な範囲については、別に条例を定める際に決めることになります。

なお、「市政に係る重要事項」とは、茅ヶ崎市のあり様にかかわる事項や住民全体に著しい影響を与えるような事項をいいます。

2 第2項では、住民投票を実施するに当たっては、住民投票によって賛成や反対などの判断をする対象(争点)について、住民が適切に判断できなければならないことから、市長は、住民投票の実施の際には、争点は何かを明確に示すこと、また、当該争点について賛成、反対などの判断をするために必要な様々な情報を住民に提供しなければならないことについて定めています。

3 第3項では、住民投票の結果には法的拘束力はありませんが、住民投票の結果は、特定の問題に対する住民の直接的な意思の表明の結果ですから、市は、住民投票の結果を尊重しなければならないこととしています。

第8章 国等との連携協力

- 第29条 市は、共通する課題を解決し、又は市民により良い公共サービスを提供するため、国及び他の地方公共団体と連携し、又は協力するよう努めなければならない。
- 2 市は、地域の課題の解決に国際社会の取組が密接な関係を有している ことに鑑み、必要に応じて、国際社会との連携又は協力を推進するよう 努めるものとする。

【趣旨】

社会情勢の変化や市民ニーズの多様化、政策課題の広域化などにより、一自治体では対応が困難な行政課題が増加しています。また、グローバル化する時代において、国際的な視点から地域の課題を解決することも必要になっています。

本条では、本市と国や他の地方公共団体あるいは国際社会との連携を図り、課題解決に向けて相互に協力して取り組むように努めなければならないことについて規定しています。

【説明】

1 第1項では、市は、広域的に対処することにより茅ヶ崎市の課題の解決や、市民に対するより良い公共サービスの提供につながるものについて、国や他の地方公共団体との連携、協力に努めなければならないことを定めています。

「共通する課題」とは、災害時の相互応援や河川の管理などのように、国や他の地方公共団体と共通する課題をいいます。

また、国や他の地方公共団体と共通する課題となっていなくとも、市 民のニーズに応えるために、本市が一方的に相手方から協力してもらう ことも考えられるので、「市民により良い公共サービスを提供するた め」に連携し、協力するとしています。

2 第2項では、地球温暖化対策など茅ヶ崎市における課題の解決と国際 社会における取組とが密接に関係している場合もあることから、市は、 必要に応じて、国際社会との連携、協力の推進に努めることについて定 めています。

なお、「国際社会」とは、国際連合やその専門機関などの国際機関、 外国の政府や地方自治体のほか、国際赤十字などの国際的な非政府組織 などをいいます。

第9章 条例の検証等

- 第30条 市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の施行状況及びこの条例の規定が茅ヶ崎市における自治の推進に適合したものであるかを検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正その他の適切な措置を講じなければならない。
- 2 市は、前項の規定による検証をするときは、学識経験を有する者の 意見を聴かなければならない。
- 3 市は、第1項の規定による検証の内容及び当該検証の内容に基づき 講じようとする措置(措置を講じようとしないときは、その旨。以下 同じ。)を公表し、市民の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による検証の内容、当該検証の内容に基づき 講じようとする措置(前項の規定により聴いた意見により講じようと する措置を修正したときは、当該修正した措置)及び前項の規定によ り聴いた意見を議会に報告しなければならない。
- 5 市は、第1項の規定による検証の内容に基づき講ずる措置(措置を 講じないときは、その旨)及び第3項の規定により聴いた意見を公表 しなければならない。

【趣旨】

この条例をより良いものへと発展させていくとともに、この条例が形骸 化しないよう社会情勢や市政運営、市民意識の変化に対応して、その内容 を検証していくことが必要です。

本条では、市の代表者であり、執行者である市長が任期中にこの条例に関わる取組をどのくらい進めてきたのかを、市長の任期である4年に1回、議会等のチェックを受けることとするため、この条例の検証等の期間を「4年を超えない期間」とし、必要な手続きを規定しています。

【説明】

1 第1項では、市は、4年を超えない期間ごとに、この条例が適切に運用されているか、また、この条例の規定が自治の推進に適合したものであるかを検証し、必要に応じて適切な措置を講じなければならないことを定めています。

第1項の規定は、市長等だけでなく議会にも適用されますので、議会 も4年を超えない期間ごとに、議会又は議員に関する規定や「説明責 任」(第13条、45ページ)、「情報共有」(第14条、46ペー ジ)、「市民参加」(第16条、50ページ)など、議会にも適用される規定が適切に運用されているかなどについて、検証等を行うことになります。

この条例の検証等の期間を「4年を超えない期間」としているのは、 市長がその任期中にこの条例に関わる取組をどのくらい進めてきたのか を検証するものですから、市長の任期である4年に1回検証を実施する こととしています。

- 2 第2項では、条例の検証に専門的かつ客観的な視点を取り入れるため、市が条例の検証をする際に、学識経験を有する者の意見を聴かなければならないことを定めています。
- 3 第3項では、市が検証した内容及びこれに基づき講じようとする措置 (条例の改正や制度、取組の変更など)について、これを公表し、市民 の意見を聴かなければならないことを定めています。

この条例は、茅ヶ崎市の自治の基本を定めるものですから、条例の検証等については、多くの市民の意見を聴く必要があることなどから、広く、多くの市民が参加し、意見をいうことができるパブリックコメント手続や意見交換会などを行うことになります。

4 第4項では、市長は、検証した内容及びこれに基づき講じようとする 措置並びに第3項の規定により市民に聴いた意見を、議会へ報告しなけ ればならないことを定めています。

この報告に対する議会の質疑を踏まえて、市は、条例の検証の内容に基づく措置の内容を最終的に決定していくことになります。

5 第5項では、市民の意見や議会での質疑を踏まえて最終的に市が講ず ることとした措置を公表しなければならないことを定めています。

附則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行後第30条第1項の規定により最初に行う検証についての同項の適用については、同項中「4年を超えない期間ごと」とあるのは、「この条例の施行の日から3年以内」とする。

【趣旨】

「附則」は、法令の最後の部分に置かれるもので、その法令の施行期日、その法令の施行に伴って必要となる経過措置など、その法令の付随的内容を規定しています。

【説明】

- 1 第1項では、この条例が平成22年4月1日から施行されることを定めています。
- 2 第2項では、この条例の検証期間の例外を定めています。 この条例が施行されてからの数年間は、この条例に定められ た条例の制定や制度の具体化などに積極的に取り組んでいかな ければならないので、最初の検証等については、4年を超えな い期間としている条例の検証期間を1年前倒しして、平成24 年度までに行うこととしています。

関係条例集

令和2年4月1日現在

1	茅ヶ崎市情報公開条例(第14条関係)	···84
2	茅ヶ崎市公文書等管理条例(第15条関係)	···94
3	茅ヶ崎市個人情報保護条例(第15条関係)	···106
4	茅ヶ崎市市民参加条例(第16条関係)	···132
5	茅ヶ崎市財政状況の公表に関する条例(第19条関係)	···137
6	茅ヶ崎市行政手続条例(第21条関係)	···139
7	茅ヶ崎市市民活動推進条例(第27条関係)	···153

(茅ヶ崎市自治基本条例第14条関係)

茅ヶ崎市情報公開条例(昭和61年条例第2号)

最終改正令和2年3月26日

目次

第1章 総則(第1条~第3条)

第2章 行政文書の公開 (第4条~第15条)

第3章 審査請求 (第16条~第21条)

第4章 情報の提供等(第22条~第25条)

第5章 雑則(第26条~第30条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に即した市政を推進する上において、 市民の知る権利を尊重し、市政を市民に説明する責務が全うされるように することが重要であることに鑑み、行政文書の公開を請求する権利を定め ること等により、市政に対する市民の理解を深め、もって公正で開かれた 市政の推進に資することを目的とする。

(解釈及び運用基準)

第2条 実施機関は、行政文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をしなければならない。

(定義)

- 第3条 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として 発行されるもの
 - (2) 茅ヶ崎市公文書等管理条例(令和2年茅ヶ崎市条例第3号)第2条第4項に規定する特定歴史公文書等
 - (3) 図書館、美術館その他これらに類する施設等において、当該施設等の設置等の目的に応じて収集され、整理され、及び保存されている図書、記録、図画その他の資料
- 2 この条例において「実施機関」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管

理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

第2章 行政文書の公開

(行政文書の公開を請求する権利)

第4条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実 施機関の管理する行政文書の公開を請求することができる。

(行政文書の公開義務)

- 第5条 実施機関は、行政文書の公開の請求(以下「公開請求」という。) があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号のいずれかに該当す る情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、当 該行政文書を公開しなければならない。
 - (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により 何 人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている 情報
 - イ 慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情 報
 - ウ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報
 - エ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため公開することが必要であると認められる情報
 - (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため公開することが必要

であると認められる情報を除く。

- ア 公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上 の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関の要請を受けて、公開しないという条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (3) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は 地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開する ことにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該 事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実 の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易 にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法 人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益 又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不 当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支 障を及ぼすおそれ
 - オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人 等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の 正当な利益を害するおそれ
- (5) 法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国若しくは県の機関の指示により、公開することができないとされている情報 (行政文書の一部公開)
- 第6条 実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、当該非公開情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離することができるときは、当該非公開情報が記録されている部分を除いて、当該行政文書の公開をしなければならない。

2 公開請求に係る行政文書に前条第1号に該当する情報(特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第7条 実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該行政文書を公開することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第8条 公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否 かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、 当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができ る。

(公開請求の手続)

- 第9条 公開請求をしようとする者は、当該公開請求に係る行政文書を管理 している実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請 求書」という。)を提出しなければならない。
 - (1) 公開請求をしようとする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
 - (2) 行政文書の名称その他の公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。(公開請求に対する決定等)
- 第10条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求があった日から起算して15日以内に、当該公開請求に対する諾否の決定(以下「公開決定等」という。)を行わなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、前項の規定により公開決定等をしたときは、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 前項の場合において、公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を 拒むとき(第8条の規定により公開請求を拒むとき及び公開請求に係る行政 文書を実施機関が管理していないときを含む。)は、その理由を併せて通知

しなければならない。この場合において、当該行政文書の公開を拒む理由が なくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らか にしなければならない。

- 4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 5 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため公開請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて公開決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの行政文書について公開決定等をする期限 (事案の移送)
- 第11条 実施機関は、公開請求に係る行政文書が他の実施機関により作成 されたものであるときその他他の実施機関において公開決定等をすること につき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の 実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送 をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通 知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が公開請求に係る行政文書の全部又は一部を公開する旨の決定(以下「公開決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、公開の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第12条 公開請求に係る行政文書に市及び公開請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る行政文書の内容その他実施機関の定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立 ち、当該第三者に対し、公開請求に係る行政文書の内容その他実施機関の 定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければ ならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでな い。
 - (1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第5条第1号エ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第7条の規定により 公開しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の公開に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(行政文書の公開の実施)

- 第13条 実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに行政文書の公開を しなければならない。
- 2 行政文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、 電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関 の定める方法により行うものとする。
- 3 実施機関は、公開請求に係る行政文書の公開をすることにより、当該行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書の公開に代えて、当該行政文書を複写したものにより、これを行うことができる。

(他の法令等による公開との調整)

第14条 他の法令等の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている行政文書にあっては、当該他の法令等が定める方法(公開の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)と同一の方法による公開については、この章(この条を除く。)の規定は、適用しない。

(費用負担)

第15条 公開請求に係る行政文書(第13条第3項の規定により行政文書を複写したものを含む。)の写し等の交付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

第3章 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第16条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用 しない。

(審査会への諮問)

- 第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があった ときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいず れかに該当する場合を除き、茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会(以 下「審査会」という。)に諮問しなければならない。
 - (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとする場合(当該行政文書の公開について、反対意見書が提出されている場合及び行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書(以下「参加人意見書」という。)において反対する旨の意見が述べられている場合を除く。)
- 2 前項の規定による諮問は、審査請求書、行政不服審査法第9条第3項の 規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書、同法第9条 第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第1項に規定する反 論書(以下「反論書」という。)及び参加人意見書の写し(反論書及び参 加人意見書の写しにあっては、それらの提出があった場合に限る。)を添 えてしなければならない。
- 3 第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」 という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
 - (2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
 - (3) 当該審査請求に係る行政文書の公開について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

- 第18条 第12条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決を する場合について準用する。
 - (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - (2) 審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る行政文書を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該行政文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(審査会の調査権限等)

第19条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公

開決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合において、公開決定等に係る行政文書の写しが作成されたときは、当該写しについては、第4条から第21条までの規定及び茅ヶ崎市個人情報保護条例(平成8年茅ヶ崎市条例第10号)第3章から第5章までの規定は、適用しない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 第1項に定めるもののほか、審査会は、諮問された事案の審議を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に対して、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。

(意見の陳述等)

第20条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求 人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出 を認めることができる。

(提出資料の閲覧等)

- 第21条 審査請求人及び参加人は、諮問実施機関に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、諮問実施機関は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。
- 2 諮問実施機関は、前項の規定による閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。
- 3 第1項の規定による意見書又は資料の写しの交付に要する費用は、これらの写しの交付を求める者の負担とする。

第4章 情報の提供等

(情報の提供)

第22条 実施機関は、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が容易 に得られるようにするためその保有する情報を積極的に提供するよう努め なければならない。

(会議の公開)

- 第23条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関(当該附属機関に部会、分科会等が設けられている場合は、当該部会、分科会等を含む。以下この条において「附属機関」という。)の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令等の規定により公開しないこととされているとき。
 - (2) 非公開情報に係る事項について審議等を行うとき(当該附属機関が公開することを相当と認めるときを除く。)。
 - (3) 会議を公開することにより当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支

障が生ずるおそれがあると当該附属機関が認めるとき。

(指定管理者の情報公開)

- 第24条 指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。)は、公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下この項において同じ。)の管理を行うことの公共性に鑑み、当該指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に関して作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該指定管理者において管理しているものの公開に努めなければならない。
- 2 実施機関は、指定管理者の情報の公開が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。
- 3 指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、第1項の公開について、公開の申出の手続、公開の申出に係る回答に対して異議の申出があったときの手続その他必要な事項を定めた規程を整備し、当該規程を適正に運用するよう努めなければならない。
- 4 実施機関は、指定管理者に対し、前項に定める規程の整備、当該規程の適正な運用その他必要な事項の指導を行わなければならない。
- 5 指定管理者は、公開の申出に係る回答に対して異議の申出があったときは、実施機関に対し、助言を求めることができる。
- 6 前項の規定による助言を求められた実施機関は、必要があると認めると きは、審査会の意見を聴くことができる。

(出資法人等の情報公開)

- 第25条 市が出資その他財政上の援助を行う法人(以下「出資法人等」という。)は、当該出資その他財政上の援助の公共性に鑑み、情報の公開に 努めなければならない。
- 2 前条第2項から第6項までの規定は、出資法人等の情報公開について準用する。この場合において、同条第3項中「指定管理者」とあるのは「出資法人等で実施機関が指定するもの」と、「第1項の公開」とあるのは「その管理する文書、図画及び電磁的記録の公開」と、同条第4項中「指定管理者」とあるのは「前項の規定による指定をした出資法人等」と、同条第5項中「指定管理者」とあるのは「第3項の規定による指定を受けた出資法人等」と、「実施機関」とあるのは「当該指定をした実施機関」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(利用者の責務)

第26条 この条例の規定により公開請求をしようとする者は、この条例の 目的に即し、適正な請求に努めるとともに、行政文書の公開を受けたとき は、それによって得た情報を適正に用いなければならない。

(情報の公開に関する制度の改善等)

第27条 実施機関は、行政文書の公開手続等の迅速化その他この条例に基

づく情報の公開に関する制度の公正かつ能率的な運営を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 実施機関は、前項の規定により情報の公開に関する制度の改善について の施策を立案し、及び実施するに当たっては、茅ヶ崎市情報公開・個人情 報保護審議会の意見を聴かなければならない。

(運用状況の公表)

第28条 実施機関は、毎年、この条例の運用状況について公表するものとする。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則(抄)

この条例は、昭和61年10月1日から施行する。

[以下略]

(茅ヶ崎市自治基本条例第15条関係)

茅ヶ崎市公文書等管理条例(令和2年条例第3号)

目次

第1章 総則(第1条~第3条)

第2章 行政文書の管理

第1節 文書の作成(第4条)

第2節 行政文書の整理等(第5条~第10条)

第3章 特定歴史公文書等の保存、利用等(第11条~第28条)

第4章 雑則(第29条~第32条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、 市民共有の知的 資源として、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、行 政文書の適正な管理、特定歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、 もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の有 するその諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるよう にすることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、議会、教育委員会、 選挙管理委員会、 公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評 価審査委員会をいう。
- 2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、 又は取得した文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その 他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をい う。以下同じ。)を含む。第20条を除き、以下同じ。)であって、当該 実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有して いるものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - (1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - (2) 特定歷史公文書等
 - (3) 図書館、美術館その他これらに類する施設等において、当該施設

等の設置等の目的に応じて収集され、整理され、及び保存されている もの

- 3 この条例において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な行政 文書その他の文書をいう。
- 4 この条例において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、 次に掲げるものをいう。
 - (1) 第8条第1項の規定により市長が引き続き保存するもの及び同条 第2項の規定により市長に移管されたもの
 - (2) 法人その他の団体(市を除く。第13条第1項第2号において「法人等」という。) 又は個人から市長に寄贈され、又は寄託されたもの
- 5 この条例において「公文書等」とは、行政文書及び特定歴史公文書等 をいう。

(他の法令等との関係)

第3条 公文書等の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第2章 行政文書の管理

第1節 文書の作成

第4条 実施機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

第2節 行政文書の整理等

(行政文書の整理等)

- 第5条 実施機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該 実施機関は、規則で定めるところにより、当該行政文書について分類し、 名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しな ければならない。
- 2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存 に資するよう、単独で管理することが適当であると認める行政文書を除 き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書(保存期間を同じくす ることが適当であるものに限る。)を一の集合物(以下「行政文書ファ イル」という。)にまとめなければならない。
- 3 前項の場合において、実施機関は、規則で定めるところにより、当該 行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及 び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

- 4 実施機関は、第1項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、規則で定めるところにより、延長することができる。
- 5 実施機関は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書(以下「行政文書ファイル等」という。)について、保存期間(延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。)の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあっては引き続き保存の措置(市長以外の実施機関にあっては、市長への移管の措置)を、それ以外のものにあっては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

(行政文書の保存)

第6条 実施機関は、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

(行政文書ファイル管理簿)

- 第7条 実施機関は、行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、規則で定めるところにより、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日及び保存期間が満了したときの措置その他の必要な事項(茅ヶ崎市情報公開条例(昭和61年茅ヶ崎市条例第2号。以下「情報公開条例」という。)第5条に規定する非公開情報に該当するものを除く。)を帳簿(以下「行政文書ファイル管理簿」という。)に記載しなければならない。ただし、1年未満の保存期間が設定された行政文書ファイル等については、この限りでない。
- 2 実施機関は、行政文書ファイル管理簿について、規則で定めるところにより、一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

(保存期間が満了した行政文書ファイル等の取扱い)

- 第8条 市長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第5 条第5項の規定による定めに基づき、引き続き保存し、又は廃棄しなければならない。
- 2 市長以外の実施機関は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第5条第5項の規定による定めに基づき、市長に移管し、又は廃棄しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項又は前項の規定により、保存期間が満了した行政 文書ファイル等を廃棄しようとするときは、歴史公文書等に該当するか 否かについて、茅ヶ崎市史編さん・特定歴史公文書等管理委員会の意見 を聴かなければならない。
- 4 市長以外の実施機関は、第2項の規定により市長に移管する行政文書ファイル等について、第13条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

(管理状況の報告等)

- 第9条 市長以外の実施機関は、行政文書の管理の状況について、毎年度、 市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、毎年度、実施機関における行政文書の管理の状況を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(行政文書管理規程)

第10条 実施機関は、行政文書の管理が第4条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定め を設けなければならない。

第3章 特定歴史公文書等の保存、利用等

(特定歴史公文書等の保存等)

- 第11条 市長は、特定歴史公文書等について、第27条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。
- 2 市長は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、 利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所 において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じ た上で保存しなければならない。
- 3 市長は、特定歴史公文書等に個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、規則で定めるところにより、特定歴史公文書等の適切な保存 を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を 作成し、公表しなければならない。

(特定歴史公文書等の利用を請求する権利)

第12条 何人も、この条例の定めるところにより、市長に対して特定歴

史公文書等の利用の請求をすることができる。

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)

- 第13条 市長は、その保存する特定歴史公文書等について第11条第4 項の目録の記載に従い利用の請求があったときは、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。
 - (1) 当該特定歴史公文書等が引き続き保存の措置(市長以外の実施機関にあっては、市長への移管の措置)をされたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合
 - ア 情報公開条例第5条第1号に掲げる情報
 - イ 情報公開条例第5条第2号、第4号ア若しくはオ又は第5号に掲 げる情報
 - (2) 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合
 - (3) 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は市長において当該原本が現に使用されている場合
- 2 市長は、前項の利用の請求(以下「利用請求」という。)に係る特定 歴史公文書等が同項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっ ては、当該特定歴史公文書等が行政文書として作成され、又は取得され てからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第8条 第4項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しな ければならない。
- 3 市長は、第1項第1号又は第2号に掲げる場合であっても同項第1号 ア若しくはイに掲げる情報又は同項第2号の条件に係る情報が記録され ている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした 者(以下「利用請求者」という。)に対し、当該部分を除いた部分を利 用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報 が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(本人情報の取扱い)

第14条 市長は、前条第1項第1号アの規定にかかわらず、同号アに掲げる情報により 識別される特定の個人(以下この条において「本人」という。)から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当

該特定歴史公文書等につきこれらの規定に掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

(利用請求の手続)

- 第15条 利用請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面 を市長に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに 法人その他の団体にあってはその代表者の氏名
 - (2) 第11条第4項の目録に記載された当該利用請求に係る特定歴史 公文書等の名称
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項 (利用請求に対する決定)
- 第16条 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部又は一部を利用させるときは、 その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及び利用に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該決定が利用請求に係る特定歴史公文書等の一部を利用させる旨のものであるときは、併せてその理由を通知しなければならない。
- 2 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させないときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(利用決定等の期限)

- 第17条 前条第1項又は第2項の決定(以下「利用決定等」という。) は、利用請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、 同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用決定等の期限の特例)

第18条 利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため利用 請求があった日から起算して60日以内にその全てについて利用決定等 をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合に は、前条の規定にかかわらず、市長は、利用請求に係る特定歴史公文書 等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定 歴史公文書等については相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。こ の場合において、市長は、同条第1項に規定する期間内に、利用請求者 に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの特定歴史公文書等について利用決定等をする期限 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)
- 第19条 利用請求に係る特定歴史公文書等に市及び利用請求者以外の者(以下この条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、市長は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 市長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が情報公開条例第5条第1号工若しくは第2号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 市長は、前2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、市長は、その決定後直ちに、当該意見書(第23条第2号において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

(利用の方法)

第20条 市長が特定歴史公文書等を利用させる場合は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書等を利用させる場合にあっては、当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

(費用負担)

第21条 特定歴史公文書等の写し等の交付に要する費用は、利用請求者 の負担とする。

(審理員による審理手続規定の適用除外)

第22条 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求について

は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

- 第23条 利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があったときは、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。
 - (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史 公文書等の全部を利用させることとする場合(当該特定歴史公文書等 の利用について、反対意見書が提出されている場合及び行政不服審査 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第2項 に規定する意見書(以下この号において「参加人意見書」という。) が提出されている場合において当該参加人意見書に反対する旨の意見 が記載されているときを除く。)

(情報公開条例の準用)

第24条 情報公開条例第17条第2項及び第3項並びに第18条から第 21条までの規定は、利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査 請求について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる情報 公開条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲 げる字句に読み替えるものとする。

第17条第2項	前項	茅ヶ崎市公文書等管理条例 (令和2年茅ヶ崎市条例 第3号。以下「公文書等 管理条例」という。)第 23条
第17条第3項 各号列記以外の 部分	第1項の規定により 審査会に諮問をした 実施機関(以下「諮問実施機関」とい う。)は	市長は、公文書等管理条 例第23条の規定により 諮問をしたときは
第17条第3項 第2号	公開請求者(公開請 求者が	利用請求者(公文書等 管理条例第13条第3 項に規定する利用請求 者をいう。以下同じ。) (利用請求者が

第17条第3項第3号	行政文書の公開について反対意見書	特定歴史公文書等(公文 書等管理条例第2条第4 項に規定する特定歴史公 文書等をいう。以下同 じ。)の利用について公 文書等管理条例第19条 第3項に規定する反対意 見書
	第三者(第三者(同条第1項に 規定する第三者をい う。以下同じ。)(
第18条各号列 記以外の部分	第12条第3項	公文書等管理条例第19 条第3項
第18条第1号	公開決定	利用させる旨の決定
第18条第2号	公開決定等	公文書等管理条例第17 条第1項に規定する利用 決定等(以下「利用決定 等」という。)
	公開請求	公文書等管理条例第13 条第2項に規定する利用 請求
	行政文書	特定歴史公文書等
	公開する旨の公開	利用させる旨を利用させること
第19条第1項	諮問実施機関	市長
	公開決定等に係る行 政文書	利用決定等に係る特定歴 史公文書等
第19条第2項	諮問実施機関	市長
	前項	公文書等管理条例第24 条において読み替えて準 用する前項

第19条第3項	第1項	公文書等管理条例第24 条において読み替えて準 用する第1項
	諮問実施機関	市長
第21条第1項	諮問実施機関	市長
第21条第2項	諮問実施機関	市長
	前項	公文書等管理条例第24 条において読み替えて準 用する前項
第21条第3項	第1項	公文書等管理条例第24 条において読み替えて準 用する第1項

(利用の促進)

第25条 市長は、特定歴史公文書等(第13条の規定により利用させる ことができるものに限る。)について、展示その他の方法により積極的 に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(実施機関による利用の特例)

第26条 第8条第1項又は第2項の規定により特定歴史公文書等を引き 続き保存し、又は移管した実施機関が所掌事務を遂行するために必要で あるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合には、第 13条第1項第1号の規定は、適用しない。

(特定歴史公文書等の廃棄)

- 第27条 市長は、特定歴史公文書等として保存されている文書が重要でなくなったと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。
- 2 市長は、前項の規定により特定歴史公文書等を廃棄しようとするときは、あらかじめ茅ヶ崎市史編さん・特定歴史公文書等管理委員会の意見を聴かなければならない。

(保存及び利用の状況の公表)

第28条 市長は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。

第4章 雜則

(出資法人等の文書の管理)

第29条 市が出資その他財政上の援助を行う法人であって市長が定める

ものは、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に 関して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2 第3項に規定する指定管理者をいう。)は、この条例の趣旨にのっとり、 市が設置する公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をい う。)の管理に関する文書の適正な管理に関して必要な措置を講ずるよ う努めるものとする。

(報告の聴取等)

第30条 市長は、この条例の目的を達成する範囲内において必要がある と認めるときは、 行政文書の管理について、実施機関に対し、報告を 求め、又は助言することができる。

(研修)

第31条 実施機関は、それぞれ、当該実施機関の職員に対し、行政文書 の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、 及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した行政文書若しくは行政文書ファイル(以下「施行日前行政文書等」という。)について実施機関により定められた保存期間は、第5条第1項又は第3項の規定に基づき定められた保存期間とみなす。
- 3 施行日前行政文書等についての第5条第5項の適用については、「保存期間(延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。) の満了前のできる限り早い時期に」とあるのは、「保存期間(延長された場合にあっては、延長後の保存期間)の満了前に」とする。
- 4 施行日前行政文書等についての第7条第1項の適用については、「保存期間、保存期間の満了する日及び保存期間が満了したときの措置その他の必要な事項」とあるのは、「保存期間その他の必要な事項」とする。
- 5 第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に実施機関が保存している行政文書のうち、保存期間が既に30年を経過しているものについては、当該実施機関が引き続き行政文書として保存する必要があると認めるものを除き、特定歴史公文書等とみなす。

- 6 この条例の施行の際現に市長が歴史的資料等として保存している文書については、特定歴史公文書等とみなす。
- 7 第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(茅ヶ崎市自治基本条例第15条関係)

茅ヶ崎市個人情報保護条例(平成8年条例第10号)

最終改正令和2年3月26日

目次

第1章 総則(第1条~第5条)

第2章 実施機関における個人情報の取扱い(第6条~第16 条)

第3章 開示、訂正及び利用停止の請求権(第17条~第39 条)

第4章 審査請求 (第40条~第45条)

第5章 雑則 (第46条~第52条)

第6章 罰則(第53条~第58条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることに鑑み、市の機関の保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当 該各号に定めるところによる。
 - (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図面若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の

保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

- イ 個人識別符号が含まれるもの
- (2) 要配慮個人情報 本人に対する不当な差別、偏見その他の 不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの として次に掲げる事項が含まれる個人情報をいう。
 - ア 人種
 - イ 信条
 - ウ 社会的身分
 - 工 病歴
 - オ 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。) そ の他の実施機関が定める心身の機能の障害があること(エ に該当するものを除く。)。
 - カ 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する 者(キにおいて「医師等」という。)により行われた疾病 の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(キに おいて「健康診断等」という。)の結果(エに該当するも のを除く。)
 - キ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の 状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われた こと(エに該当するものを除く。)。
 - ク 犯罪の経歴
 - ケ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、 勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われ たこと(クに該当するものを除く。)。
 - コ 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観 護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関す る手続が行われたこと(クに該当するものを除く。)。
 - サ 犯罪により害を被った事実
- (3) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公

- 平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) 職員等 実施機関の地方公務員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。)であって、議会の議員(議会の議員が、議会の議員以外の地方公務員として個人情報を取り扱う場合を除く。)以外のものをいう。
- (5) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的と して発行されるもの
- イ 茅ヶ崎市公文書等管理条例(令和2年茅ヶ崎市条例第3号)第2 条第4項に規定する特定歴史公文書等
- ウ 図書館、美術館その他これらに類する施設等において、当該施設等の設置等の目的に応じて収集され、整理され、及び保存されている図書、記録、図画その他の資料
- (6) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用し、又は提供するものとして、当該実施機関が保有しているもの(行政文書に記録されているものに限る。)をいう。
- (7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (8) 保有特定個人情報 特定個人情報であって、保有個人情報 に該当するものをいう。
- (9) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において読み替えて準用する場合を含む。) に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (10) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、次に掲げる処理を除く。ア 専ら文章を作成するための処理
 - イ 専ら文書又は図画の内容を記録するための処理

- ウ 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理
- エ 専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により 行うための処理
- (11) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。 (実施機関の責務)
- 第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護の重要性について市民及び事業者(事業を営む法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人(地方独立行政法人(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。以下「法人等」という。)又は事業を営む個人をいう。次条において同じ。)の意識啓発に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報 の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置 を講ずるとともに、個人情報の保護のための市の施策に協力す る責務を有する。

(市民の役割)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 実施機関における個人情報の取扱い (取扱いの制限)

- 第6条 実施機関は、第2条第2号アからウまで及びクからコまでに掲げる事項が含まれる個人情報を取り扱ってはならない。 ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に基づき 取り扱うとき。
 - (2) あらかじめ茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で取り扱うことに相

当な理由があると認めて取り扱うとき。

(個人情報取扱事務の登録)

- 第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(個人の氏名、生 年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の 符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文 書(公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第 2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人 の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、 地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。以 下同じ。)に関する個人情報で専らその職務の遂行に関するも のが記録された行政文書で実施機関が定めるもの、個人が営む 事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報 及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該 法人その他の団体の役員に関する情報が記録された行政文書並 びに一般に入手し得る刊行物等を除く。第4号において「個人 情報記録」という。)を使用する事務に限る。以下「個人情報 取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個 人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。
 - (1) 個人情報取扱事務の名称及び概要
 - (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
 - (3) 個人情報取扱事務を開始する年月日
 - (4) 個人情報記録から検索し得る個人の類型
 - (5) 前号の個人の類型ごとの次の事項
 - ア 個人情報を取り扱う目的
 - イ 個人情報の項目名
 - ウ 要配慮個人情報を取り扱うときは、その旨
 - エ 前条に規定する個人情報を取り扱うときは、同条各号の いずれかに該当して取り扱う旨
 - オ 個人情報の収集先及び収集の方法
 - カ 保有個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨
 - キ 保有個人情報を利用し、又は提供する範囲、保有個人情報を提供するときは提供する保有個人情報の項目名及び第 10条第1項に規定するオンライン結合により保有個人情報を提供するときはその旨
- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとすると

きは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更 しようとするときも、同様とする。

- 3 実施機関は、前項の規定により登録したときは、遅滞なく、 登録した事項を審議会に報告しなければならない。この場合に おいて、審議会は、当該事項について意見を述べることができ る。
- 4 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務 を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登 録を抹消し、その旨を審議会に報告しなければならない。
- 5 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の縦覧に供さなければならない。

(収集の制限)

- 第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ、 個人情報を取り扱う目的を明確にしなければならない。
- 2 実施機関は、前項の規定により明確にされた目的(以下「取扱目的」という。)の達成のために必要な限度を超えて個人情報を収集してはならない。
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手 段により収集しなければならない。
- 4 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令等の規定に基づき収集するとき。
 - (2) 本人の同意に基づき収集するとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。
 - (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものから収集するとき。
 - (5) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から収集することができないとき。
 - (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務を執行するために収集する場合において、本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認めて収集するとき又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生ずると認めて収集するとき。

- (7) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から収集する場合であって、事務又は事業の遂行上必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当な理由があると認めるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、 本人以外の者から収集することに相当な理由があると認めて 収集するとき。
- 5 実施機関は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その取扱目的を明示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 個人の生命、身体又は財産を保護するために緊急に必要があるとき。
 - (2) 取扱目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあるとき。
 - (3) 収集の状況からみて取扱目的が明らかであると認められるとき。
- 6 法令等の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為 に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうと する者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該 個人情報は、第4項第2号の規定に該当して収集されたものと みなす。

(利用及び提供の制限)

- 第9条 実施機関は、取扱目的以外の目的のために保有個人情報 (保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を利 用し、又は提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、取扱目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を取扱目的以外の目的のために利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
 - (1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。
 - (2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき又は本人に提供するとき。

- (3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを 得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。
- (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものを利用し、又は提供するとき。
- (5) 実施機関が事務又は事業の遂行上必要な限度で利用する場合であって、利用することについて相当な理由があるとき。
- (6) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(以下この号において「他の実施機関等」という。)に提供する場合において、提供を受ける他の実施機関等が事務又は事業の遂行上必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当な理由があるとき。
- (7) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき。
- (8) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益となるとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、 取扱目的以外の目的のために利用し、又は提供することに相 当な理由があると認めて利用し、又は提供するとき。
- 3 実施機関は、前項の規定により保有個人情報を提供する場合 (本人に提供する場合を除く。)において、必要があると認め るときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、保有個人情 報の利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、 又は保有個人情報の漏 洩えい の防止その他の保有個人情報 の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものと する。

(保有特定個人情報の利用の制限)

- 第9条の2 実施機関は、取扱目的以外の目的のために保有特定 個人情報を利用してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、取扱目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を取扱目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(保有特定個人情報の提供の制限)

第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当 する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

(オンライン結合による提供)

- 第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関の保有個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。)による保有個人情報の提供を行ってはならない。
- 2 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするとき又は提供した内容を変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。 ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令等の規定に基づき提供するとき。
 - (2) 本人の同意に基づき提供するとき又は本人に提供するとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ない必要があると認めて提供するとき。
 - (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものを提供するとき。

(安全性、正確性等の確保措置)

- 第11条 実施機関は、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 実施機関は、取扱目的に必要な範囲内で、保有個人情報を正確、完全かつ最新なものに保つよう努めなければならない。 (職員等の義務)
- 第12条 職員等は、職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。 その職を退いた後も、同様とする。

(取扱い等の委託等)

第13条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の 全部又は一部を実施機関以外の者に委託するときは、当該契約 において、個人情報の適切な取扱いについて当該委託を受けた 者(以下「受託者」という。) が講ずべき措置を明らかにしな ければならない。

2 実施機関は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。)の管理の業務を通じて取得した個人情報を適切に取り扱わせるため、必要な措置を講じなければならない。

(受託者等による個人情報の取扱い)

第14条 第11条第1項の規定は、受託者が受託に係る業務を 行う場合及び指定管理者が公の施設の管理を行う場合について 準用する。

(受託業務等に従事する者の義務)

第15条 第13条第1項に規定する受託に係る業務又は同条第 2項に規定する公の施設の管理に係る業務に従事している者又 は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内 容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなら ない。

(廃棄)

第16条 実施機関は、取扱目的に関し保存する必要がなくなった保有個 人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄しなければならない。

第3章 開示、訂正及び利用停止の請求権

(保有個人情報の開示請求権)

- 第17条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個 人情報の開示を請求することができる。
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人とする。以下同じ。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示の請求」という。)をすることができる。

(開示の請求の手続)

- 第18条 開示の請求をしようとする者は、当該開示の請求に係る保有個人情報を保有している実施機関に対して、次に掲げる 事項を記載した請求書を提出しなければならない。
 - (1) 開示の請求をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 開示の請求に係る保有個人情報の内容
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 開示の請求をしようとする者は、当該開示の請求をしようと する者が当該開示の請求に係る保有個人情報の本人であること を確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、 又は提示しなければならない。
- 3 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、 開示の請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、 相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場 合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考とな る情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

- 第19条 実施機関は、開示の請求があったときは、開示の請求 に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報の開示をしなければならない。
 - (1) 開示請求者(第17条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示の請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第23条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
 - (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示 することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がそ の職務の遂行に関する情報であるときは、当該情報のうち、 当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人 の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示する ことが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に 提供されたものであって、法人等又は個人における通例と して開示しないこととされているものその他の当該条件を 付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合 理的であると認められるもの
- (4) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体 の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、 検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわ れるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は 特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそ れがあるもの
- (5) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体 の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情 報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他 当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行 に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ 又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発 見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行 を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の 確保に支障を及ぼすおそれ

- オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政 法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業 経営上の正当な利益を害するおそれ
- (6) 個人の指導、診断、評価、選考等に関する情報であって、開示することにより、当該指導、診断、評価、選考等に 著しい支障が生ずるおそれがあるもの
- (7) 法令等の規定又は地方自治法第245条の9第2項及び第3項に規定する基準その他実施機関が法律上従う義務を有する国若しくは県の機関の指示により、本人に開示することができないとされている情報

(部分開示)

- 第19条の2 実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報に不 開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する 部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に 対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
- 2 開示の請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第19条の3 実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第20条 開示の請求に対し、当該開示の請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示の請求を拒むことができる。

(開示の請求に対する決定等)

第21条 実施機関は、開示の請求があったときは、当該開示の請求があった日から起算して15日以内に、当該開示の請求に

- ついて開示又は不開示の決定をしなければならない。ただし、 第18条第3項の規定による補正を求めた場合にあっては、当 該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、その旨を開示請求者 に書面により通知しなければならない。
- 3 前項の場合において、開示の請求に係る保有個人情報の全部 又は一部の開示を拒むとき(前条の規定により開示の請求を拒 むとき及び開示の請求に係る保有個人情報を実施機関が保有し ていないときを含む。)は、その理由を併せて通知しなければ ならない。この場合において、当該保有個人情報の開示を拒む 理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、 その期日を明らかにしなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難 その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日 以内に限り延長することができる。この場合において、実施機 関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の 理由を書面により通知しなければならない。
- 5 開示の請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため又は 当該保有個人情報の検索に著しく日時を要するため、開示の請求があった日から起算して45日以内にその全てについて開示 又は不開示の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が 生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわ らず、実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報のうちの相 当の部分につき当該期間内に開示又は不開示の決定をし、残り の保有個人情報については相当の期間内に開示又は不開示の決 定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に 規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面 により通知しなければならない。
 - (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの保有個人情報について開示又は不開示の決定をする期限

(事案の移送)

第22条 実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において開示又は不開示の決定をすることにつき正当な理由があるときは、

当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案 を移送することができる。この場合において、移送をした実施 機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通 知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示の請求についての開示又は不開示の決定をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示の請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定(以下「開示の決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

- 第23条 開示の請求に係る保有個人情報に市及び開示請求者以外の者(以下この条、第41条、第42条及び第45条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示又は不開示の決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関の定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示の 決定に先立ち、当該第三者に対し、開示の請求に係る当該第三 者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面によ り通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。 ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでな い。
 - (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第19 条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第19条の3の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

- 第24条 実施機関は、第21条第1項の規定により開示の決定 をしたときは、速やかに、当該保有個人情報の開示をするもの とする。
- 2 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該 各号に定める方法により行うものとする。
 - (1) 文書又は図画に記録されている保有個人情報 当該文書又は図画の閲覧又は写しの交付
 - (2) 電磁的記録に記録されている保有個人情報 当該電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関の定める 方法
- 3 実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報の開示をする場合であって、前項に規定する方法によると、当該保有個人情報が記録されている行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報が記録されている行政文書を複写したものにより開示をすることができる。
- 4 保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける者が当該開示に係る保有個人情報の本人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。 (開示の請求の特例)
- 第25条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、 第18条第1項の規定にかかわらず、開示の請求は、口頭によ り行うことができる。
- 2 実施機関は、前項の規定によりあらかじめ定めた保有個人情報について開示の請求があったときは、第21条及び前条第1項の規定にかかわらず、開示又は不開示の決定をしないで、速

やかに、同条第2項及び第3項に規定する方法により開示をするものとする。

(費用負担)

第26条 第24条第2項及び第3項の規定による開示をするに 当たり、行政文書(複写したものを含む。)の写し等の交付を 行う場合にあっては、当該写し等の交付に要する費用は、開示 請求者の負担とする。

(保有個人情報の訂正請求権)

- 第27条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報について事実に誤りがあると認めるときは、その訂正 (削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。
- 2 第17条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求(以下「訂正の請求」という。)について準用する。

(訂正の請求の手続)

- 第28条 訂正の請求をしようとする者は、当該訂正の請求に係る保有個人情報を保有している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。
 - (1) 訂正の請求をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 訂正の請求に係る保有個人情報の内容
 - (3) 訂正を求める箇所及び訂正の内容
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 訂正の請求をしようとする者は、当該訂正の内容が事実に合 致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければなら ない。
- 3 第18条第2項及び第3項の規定は、訂正の請求について準 用する。

(保有個人情報の訂正義務)

第29条 実施機関は、訂正の請求があった場合において、当該 訂正の請求に理由があると認めるときは、当該訂正の請求に係 る保有個人情報の取扱目的の達成に必要な範囲内で、当該保有 個人情報の訂正をしなければならない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第30条 第20条の規定は、訂正の請求について準用する。この場合において、同条中「開示の請求」とあるのは「訂正の請求」と読み替えるものとする。

(訂正の請求に対する決定等)

- 第31条 実施機関は、訂正の請求があったときは、当該訂正の 請求があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、 訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定をしなければならない。 ただし、第28条第3項において準用する第18条第3項の規 定による補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数 は、当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、前項の規定により訂正をする旨の決定をしたときは、当該訂正の請求に係る保有個人情報の訂正をした上、当該訂正の請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に訂正の内容及び訂正の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により訂正をしない旨の決定をしたときは、当該訂正請求者にその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難 その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日 以内に限り延長することができる。この場合において、実施機 関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の 理由を書面により通知しなければならない。
- 5 第21条第5項の規定は、訂正の請求に対する決定について 準用する。この場合において、同項中「開示の請求」とあるの は「訂正の請求」と、「45日」とあるのは「60日」と、 「開示又は不開示の決定」とあるのは「訂正をする旨又は訂正 をしない旨の決定」と、「開示請求者」とあるのは「訂正請求 者」と読み替えるものとする。

(事案の移送)

第32条 第22条の規定は、訂正の請求について準用する。この場合において、同条中「開示の請求」とあるのは「訂正の請求」と、同条第1項中「開示又は不開示の決定」とあるのは「訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定」と、「開示請求者」と、同条第2項中「開示又は不開示の決定」とあるのは「訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定」と、同条第3項中「保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定(以下「開示の決定」という。)」とあるのは「保有個人情報を訂正する旨の決定」と、「開示の実施」とあるのは「記正の実施」と読み替えるものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第33条 実施機関は、第31条第2項の規定により保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(保有個人情報の利用停止請求権)

- 第34条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)を請求することができる。
 - (1) 次のいずれかに該当するとき 当該保有個人情報の利 用の停止又は消去
 - ア 第6条の規定に違反して取り扱われているとき。
 - イ 第8条第1項から第4項までの規定に違反して収集されたものであるとき。
 - ウ 第9条第1項及び第2項又は第9条の2の規定に違反して利用されているとき。
 - エ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。
 - オ 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。
 - (2) 第9条第1項及び第2項、第9条の3又は第10条第1項 の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の 提供の停止
 - (3) 第16条の規定に違反して保存されているとき 当該保有 個人情報の消去
- 2 第17条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求 (以下「利用停止の請求」という。) について準用する。 (利用停止の請求の手続)

- 第35条 利用停止の請求をしようとする者は、当該利用停止の 請求に係る保有個人情報を保有している実施機関に対して、次 に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。
 - (1) 利用停止の請求をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 利用停止の請求に係る保有個人情報の内容
 - (3) 利用停止を求める箇所及び利用停止の内容
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 第18条第2項及び第3項の規定は、利用停止の請求につい て準用する。

(保有個人情報の利用停止義務)

第36条 実施機関は、利用停止の請求があった場合において、 当該利用停止の請求に理由があると認めるときは、当該実施機 関における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要 な限度で、当該利用停止の請求に係る保有個人情報の利用停止 をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止 をすることにより、当該保有個人情報の取扱目的に係る事務の 性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれが あると認められるときは、この限りでない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第37条 第20条の規定は、利用停止の請求について準用する。 この場合において、同条中「開示の請求」とあるのは「利用停 止の請求」と読み替えるものとする。

(利用停止の請求に対する決定等)

- 第38条 実施機関は、利用停止の請求があったときは、当該利用停止の請求があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定をしなければならない。ただし、第35条第2項において準用する第18条第3項の規定による補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、前項の規定により利用停止をする旨の決定をしたときは、当該利用停止の請求に係る保有個人情報の利用停止をした上、当該利用停止の請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に利用停止の内容及び利用停止の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の規定により利用停止をしない旨の決定 をしたときは、当該利用停止請求者にその旨及びその理由を書 面により通知しなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難 その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日 以内に限り延長することができる。この場合において、実施機 関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延 長の理由を書面により通知しなければならない。
- 5 第21条第5項の規定は、利用停止の請求に対する決定について準用する。この場合において、同項中「開示の請求」とあるのは「利用停止の請求」と、「45日」とあるのは「60日」と、「開示又は不開示の決定」とあるのは「利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定」と、「開示請求者」とあるのは「利用停止請求者」と読み替えるものとする。

(開示、訂正及び利用停止の請求の適用除外)

- 第39条 第17条から第26条までの規定は、他の法令等の規定により、行政文書の閲覧、縦覧等の手続が定められているとき、行政文書の謄本、抄本等の交付の手続が定められているときその他の第24条第2項及び第3項に規定する方法と同一の方法(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)による個人情報の開示の手続が定められているときにおける保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)の開示については、適用しない。
- 2 第27条から第33条までの規定は、他の法令等の規定により、個人情報の訂正の手続が定められているときにおける保有個人情報の訂正については、適用しない。
- 3 第34条から前条までの規定は、他の法令等の規定により、個人情報の利用停止の手続が定められているときにおける保有個人情報の利用停止については、適用しない。
- 4 前3項に規定するもののほか、保有個人情報が次に掲げるものに記録されている場合にあっては、第17条から前条までの規定は、適用しない。
 - (1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものであって、実施機関が取得したもの

(2) 一般に入手し得る刊行物等であって、実施機関が取得したもの

第4章 審查請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第40条 第21条第1項、第31条第1項若しくは第38条第 1項の決定又は開示の請求、訂正の請求若しくは利用停止の請求(以下「開示の請求等」という。)に係る不作為に係る審査 請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号) 第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

- 第41条 第21条第1項、第31条第1項若しくは第38条第 1項の決定又は開示の請求等に係る不作為について、審査請求 があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関 は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、茅ヶ崎市情報 公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問 しなければならない。
 - (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部の開示をすることとする場合(当該保有個人情報の開示について、反対意見書が提出されている場合及び行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書(以下「参加人意見書」という。)において反対する旨の意見が述べられている場合を除く。)
 - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部の訂正をすることとする場合
 - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保 有個人情報の全部の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定による諮問は、審査請求書、行政不服審査法第9 条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項 の弁明書、同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する 同法第30条第1項に規定する反論書(以下「反論書」とい う。)及び参加人意見書の写し(反論書及び参加人意見書の写 しにあっては、それらの提出があった場合に限る。)を添えて しなければならない。

- 3 第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に 規定する参加人をいう。以下同じ。)
 - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者 (これらの者 が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
 - (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出 した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。) (第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)
- 第42条 第23条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当 する裁決をする場合について準用する。
 - (1) 開示の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は 棄却する裁決
 - (2) 審査請求に係る開示又は不開示の決定(開示の請求に係る 保有個人情報の全部の開示をする旨の決定を除く。)を変更 し、当該審査請求に係る保有個人情報の開示をする旨の裁決 (第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反 対の意思を表示している場合に限る。)

(審査会の調査権限等)

- 第43条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、第21条第1項、第31条第1項若しくは第38条第1項の決定又は開示の請求等に係る不作為に係る保有個人情報が記録された行政文書の提示を求めることができる。この場合において、当該決定に係る行政文書の写しが作成されたときは、当該写しについては、前章及びこの章並びに茅ヶ崎市情報公開条例(昭和61年茅ヶ崎市条例第2号)第2章及び第3章の規定は、適用しない。
- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあった ときは、これを拒んではならない。
- 3 第1項に定めるもののほか、審査会は、諮問された事案の審議を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人、諮問実施機関その他の関係者に対して、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。

(意見の陳述等)

第44条 審査会は、審査請求人、参加人又は諮問実施機関から

申出があったときは、当該審査請求人、参加人又は諮問実施機関に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

(提出資料の閲覧等)

- 第45条 審査請求人及び参加人は、諮問実施機関に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、諮問実施機関は、第三者の権利利益を侵害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。
- 2 諮問実施機関は、前項の規定による閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。
- 3 第1項の規定による意見書又は資料の写しの交付に要する費用は、これらの写しの交付を求める者の負担とする。

第5章 雜則

(適用除外)

- 第46条 前3章の規定は、次に掲げる個人情報については、適 用しない。
 - (1) 統計法(平成19年法律第53号)第24条第1項の規定 により総務大臣に届け出られた統計調査に係る同法第2条第 11項に規定する調査票情報に含まれる個人情報
 - (2) 統計法第52条第1項に規定する個人情報
 - (3) 図書館、美術館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存している個人情報

(実施機関に対する苦情の処理)

- 第47条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱い に関する苦情があったときは、迅速かつ適正に処理するものと する。
- 2 実施機関は、前項の苦情を処理するに当たって必要があると 認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(出資法人等の責務)

第48条 市が出資その他財政上の援助を行う法人(以下「出資法人等」という。)は、個人情報の保護に努めなければならない。

- 2 実施機関は、出資法人等の個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な施策を講ずるものとする。
- 3 出資法人等で実施機関が指定するものは、この条例の趣旨に のっとり、その保有する個人情報の開示について、開示の申出 の手続、開示の申出に係る回答に対して異議の申出があったと きの手続その他必要な事項を定めた規程を整備し、当該規程を 適正に運用するよう努めなければならない。
- 4 実施機関は、前項の規定による指定をした出資法人等に対し、 同項に定める規程の整備、当該規程の適正な運用その他必要な 事項の指導を行わなければならない。
- 5 第3項の規定による指定を受けた出資法人等は、開示の申出 に係る回答に対して異議の申出があったときは、当該指定をし た実施機関に対し、助言を求めることができる。
- 6 前項の規定による助言を求められた実施機関は、必要がある と認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。 (国等との協力)
- 第49条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対して、協力を求めるものとする。

(個人情報の保護に関する制度の改善等)

第50条 実施機関は、個人情報の保護に関する制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。

(運用状況の公表)

第51条 実施機関は、毎年、この条例の運用の状況について、 公表するものとする。

(委任)

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第6章 罰則

第53条 職員等若しくは職員等であった者又は第15条に規定する業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された行政文書(保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものに限る。

その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,00円以下の罰金に処する。

- 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。
- 第55条 職員等が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。
- 第56条 前3条の規定は、茅ヶ崎市の区域外においてこれらの 条の罪を犯した者にも適用する。
- 第57条 受託者若しくは指定管理者の代表者又は受託者若しく は指定管理者の代理人、使用人その他の従事者が、その業務に 関して第53条又は第54条の違反行為をしたときは、行為者 を罰するほか、その受託者又は指定管理者に対しても、各本条 の罰金刑を科する。
- 第58条 偽りその他不正の手段により、開示の決定に基づく保 有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に 処する。

附 則(抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。

[以下略]

(茅ヶ崎市自治基本条例第16条関係)

茅ヶ崎市市民参加条例(平成25年条例第34号)

(目的)

第1条 この条例は、茅ヶ崎市自治基本条例(平成21年茅ヶ崎市条例第35号)の目的及び自治の基本理念にのっとり、同条例第16条第5項の規定により市民参加に関し必要な事項を定めることにより、市政への市民の意見の反映を推進し、もって市民による自治の確立を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、茅ヶ崎市自治基本条 例において使用する用語の例による。

(基本原則)

- 第3条 市民参加は、市民の意見が市政に反映されることを基本 として行われるものとする。
- 2 市民参加は、市民と市の信頼関係に基づいて行われるものと する。
- 3 市民参加は、市民と市が市政に関する情報を相互に共有することにより行われるものとする。

(市の責務)

- 第4条 市は、市民参加をしやすい環境の整備に努めるととも に、市政に関する情報を積極的に市民に提供し、主体的な市民 参加を促進するものとする。
- 2 市は、市民参加の促進に関し必要な調査研究に努めるものとする。

(市民の権利)

第5条 市民は、市に対し、市民参加の機会の提供を求めること ができる。

(市民参加の対象)

第6条 市民参加の対象は、市政全般とする。

(市民参加の推進の時期)

第7条 市は、条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の 策定、改廃、実施若しくは評価のいずれの過程においても、市 民参加を推進するものとする。

(市民参加の方法)

- 第8条 市長等が実施する市民参加の方法は、次のとおりとする。
 - (1) 意見交換会、公開討論会、シンポジウム、説明会その他特定の問題に関し成果を得ることを目的として行う集会
 - (2) アンケート
 - (3) ヒアリング(特定の問題に関する市民の意見、意向等を直接聴き取り、調査することをいう。)
 - (4) パブリックコメント手続(市長等が条例又は政策の案を公表して広く市民に意見を求め、提出された意見の概要及びこれに対する市長等の考え方を公表する一連の手続をいう。以下同じ。)
 - (5) 政策提案手続(第11条に定めるところにより提出された 政策の案の概要及びこれに対する市長等の考え方を公表する 手続をいう。)
 - (6) 審議会等(審議会その他の附属機関又はこれに類するもの をいう。以下同じ。)の委員への市民の選任
 - (7) その他市長等が適当と認める方法

(意見交換会等、アンケート、ヒアリング等)

- 第9条 市長等は、条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程において、前条第1号から第3号まで又は第7号に掲げる市民参加の方法のうち、適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めなければならない。
- 2 前項の場合においては、市長等は、必要に応じて複数の方法を実施するよう努めるものとする。
- 3 市民は、特定の問題に関し、市長等に対して第1項に規定する市民参加の方法の実施を求めることができる。

(パブリックコメント手続)

- 第10条 市長等は、次に掲げる行為をしようとするときは、パブリックコメント手続を実施しなければならない。
 - (1) 基本的な政策を定める計画、行政の各分野における政策の 基本的な事項に関する計画又は行政の各分野における政策の 基本的な方針の策定又は改廃(以下「策定等」という。)
 - (2) 基本的な制度を定める条例、義務を課し又は権利を制限する条例その他市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃(以下「制定等」という。)

- (3) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則 (地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第 2項に規定する規程を含む。以下同じ。)の制定等
- (4) 審査基準(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号口に規定する審査基準をいう。)、処分基準(同号ハに規定する処分基準をいう。)又は行政指導指針(同号ニに規定する行政指導指針をいう。)(以下「審査基準等」という。)の策定等
- 2 前項に規定するもののほか、市長等は、必要があると認めた ときは、パブリックコメント手続を実施することができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は、適 用しない。
 - (1) 緊急を要するためパブリックコメント手続を実施することが困難であるとき。
 - (2) 市税若しくは保険料の賦課徴収又は分担金、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関する条例又は規則(新たに市税の税目を起こす場合に係るものを除く。)の制定等をしようとするとき。
 - (3) 条例又は規則の改正をしようとする場合で、その内容が当該条例又は規則で定めている基本的な制度、義務を課し又は権利を制限する事項その他市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える事項の内容を変更するものでないとき。
 - (4) 審査基準等であって、法令若しくは条例の規定により若し くは慣行として、又は市長等の判断により公にされるもの以 外のものの策定等をしようとするとき。
 - (5) 意見聴取の手続が法令又は条例により定められているとき。
 - (6) 審議会等においてパブリックコメント手続に準ずる手続を 実施して策定した報告等に基づいて策定等又は制定等をしよ うとするとき。
 - (7) 市長等の裁量の余地がないと認められるとき。
 - (8) 他の執行機関が既に策定等又は制定等をしている計画、方針、条例、規則又は審査基準等(以下「計画、条例等」という。)と実質的に同じ内容のものの策定等又は制定等をしようとするとき。
 - (9) 軽微な改定又は改正に係るものであるとき。

- (10) その他市長等が規則で定めるとき。
- 4 市長等は、前項各号のいずれかに該当することによりパブリックコメント手続を実施しないで計画、条例等の策定等又は制定等をしたときは、その理由を公表するよう努めなければならない。

(政策提案)

第11条 市民は、その5人以上の連署をもって、規則で定める ところにより、市長等に対して政策の案を提出することができ る。

(意見等の取扱い)

- 第12条 市長等は、第8条各号(第5号及び第6号を除く。次項において同じ。)に掲げる方法を実施したときに述べられ、若しくは提出された市民の意見、提案等又は前条の規定により提出された政策の案を尊重しなければならない。
- 2 市長等は、第8条各号に掲げる方法を実施したときはその旨並びに当該実施した方法により述べられ、又は提出された意見、提案等の概要及びこれに対する市長等の考え方を、前条の規定により政策の案が提出されたときは当該提出された政策の案の概要及びこれに対する市長等の考え方を公表しなければならない。

(審議会等)

- 第13条 市長等は、審議会等を設置しようとするときは、市民 参加の趣旨を踏まえ、市民の多様な意見が反映されるよう努め なければならない。
- 2 市長等は、審議会等の委員を選任しようとするときは、公募 による委員の比率、委員の男女の比率その他の状況を勘案し、 市民の多様な意見が反映されるよう努めなければならない。

(条例の検証)

- 第14条 市長等は、4年を超えない期間ごとに、この条例の施 行状況を検証し、その結果に基づき、必要な措置を講じなけれ ばならない。
- 2 市長等は、前項の規定により検証をするときは、第8条各号 (第5号及び第6号を除く。)に掲げる方法のうち、最も適切 なものにより市民の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項の場合において、市長等は、必要があると認めるとき は、学識経験者の意見を聴くものとする。

4 市長等は、第1項の規定により検証を行ったときは、検証の 内容及び当該検証の内容に基づき講じようとする措置を公表し なければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が規則で 定める。

附 則(抄)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

[以下略]

(茅ヶ崎市自治基本条例第19条関係)

茅ヶ崎市財政状況の公表に関する条例(昭和23年条例第13号)

最終改正平成17年3月28日

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 243条の3第1項の規定に基づき、財政状況の公表に関し必 要な事項を定めるものとする。

(公表の時期)

- 第2条 財政状況の公表は、毎年5月1日及び11月1日に行う ものとする。
- 2 天災その他やむを得ない事由により前項の期日に財政状況を 公表することができない場合には、市長は、その事由が消滅し た後1月以内にこれを公表しなければならない。

(公表事項)

- 第3条 前条第1項の規定により5月1日に財政状況を公表する場合における公表事項は、前年10月1日から3月31日までの期間における次に掲げる事項並びに財政の運営方針及びその動向を明らかにしたものとする。
 - (1) 歳入歳出予算の執行状況
 - (2) 財産、地方債及び一時借入金の現在高
 - (3) その他財政に関する事項で市長が必要と認めるもの
- 2 前条第1項の規定により11月1日に財政状況を公表する場合における公表事項は、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項及び前年度の決算の概況とする。
- 3 市長は、前2項の規定により財政状況を公表する場合においては、その基礎となる資料を併せて公表するものとする。

(公表の方法)

- 第4条 財政状況の公表は、次に掲げる方法で行う。
 - (1) 茅ヶ崎市公告式条例(昭和25年茅ヶ崎市条例第48号) 第2条第2項に規定する掲示場に掲示する方法
 - (2) 市長の指定する場所において閲覧に供する方法
 - (3) インターネットを利用して閲覧に供する方法 (委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、財政状況の公表に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日からこれを施行する。

〔以下略〕

(茅ヶ崎市自治基本条例第21条関係)

茅ヶ崎市行政手続条例(平成9年条例第2号)

最終改正平成27年3月27日

目次

第1章 総則(第1条~第3条)

第2章 申請に対する処分 (第4条~第10条)

第3章 不利益処分

第1節 通則(第11条~第13条)

第2節 聴聞 (第14条~第25条)

第3節 弁明の機会の付与(第26条~第28条)

第4章 行政指導(第29条~第33条)

第5章 届出(第34条)

第6章 雑則(第35条・第36条)

附則

第1章 総則

(目的等)

- 第1条 この条例は、行政手続法(平成5年法律第88号。以下「法」という。) 第38条の規定の趣旨にのっとり、処分、 行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定める ことによって、市の行政運営における公正の確保と透明性(行 政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明 らかであることをいう。)の向上を図り、もって市民の権利利 益の保護に資することを目的とする。
- 2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定 する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その 定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当 該各号に定めるところによる。
 - (1) 法令 法律、法律に基づく命令(告示を含む。)、神奈川県の条例、神奈川県の執行機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第7章の規定に基づいて設置される執行機関をいう。以下同じ。) の規則 (同法第138条の4

- 第2項に規定する規程を含む。以下同じ。) 、市の条例及 び市の執行機関の規則をいう。
- (2)条例等 市の条例及び市の執行機関の規則並びに地方自治 法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び 運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第 1項の規定により市が処理することとされた事務について規 定する神奈川県の条例及び神奈川県の執行機関の規則をい う。
- (3) 処分 条例等に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
- (4) 申請 条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他 の自己に対し何らかの利益を付与する処分 (以下「許認可等」という。)を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
- (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等において必要とされている手続としての処分
 - イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申 請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分
 - ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている る処分
 - エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等 の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理 由としてされるもの
- (6) 市の機関 市の執行機関、消防本部 (消防署を含む。) 若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立して権限を行使することを認められたものをいう。
- (7) 行政指導 市の機関が、その任務又は所掌事務の範囲内に おいて一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為 又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に該当しない

ものをいう。

- (8) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為(申請に該当するものを除く。) であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの(自己の期待する一定の条例等における効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。) をいう。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げる用語の意義は 第31条において同号中「条例等に基づく行政庁」とあるのは 「行政庁」と、同項第4号に掲げる用語の意義は第30条にお いて同号中「条例等」とあるのは「法令」とする。

(適用除外)

- 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4 章までの規定は、適用しない。
 - (1) 議会の議決を経て、又は議会の同意若しくは承認を得た上 でされるべきものとされている処分
 - (2) 地方税の犯則事件に関する法令(他の法令において準用する場合を含む。)に基づいて徴税吏員(他の法令の規定に基づいて徴税吏員の職務を行う者を含む。)がする処分及び行政指導
 - (3) 学校又は講習所において、教育又は講習の目的を達成する ために、生徒、児童若しくはこれらの保護者又は講習生に対 してされる処分及び行政指導
 - (4) 地方公務員(地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。)又は地方 公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる 処分及び行政指導
 - (5) 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての 処分
 - (6) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法 令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名 あて人とするものに限る。)及び行政指導
 - (7) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる 事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例 において直接に与えられた職員によってされる処分及び行政 指導

- (8) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上 必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導
- (9) 第3章に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導

第2章 申請に対する処分

(審查基準)

- 第4条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどう かをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基 準(以下「審査基準」という。)を定めるものとする。
- 2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の 性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならな い。
- 3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付け その他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければな らない。

(標準処理期間)

第5条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に 対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよ う努めるとともに、これを定めたときは、当該申請の提出先と されている機関の事務所における備付けその他の適当な方法に より公にしておかなければならない。

(申請に対する審査及び応答)

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく 当該申請の審査を開始しなければならず、かつ、申請書の記載 事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されてる こと、申請をすることができる期間内にされたものであること その他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない 申請については、速やかに、申請をした者(以下「申請者」と いう。)に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又 は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならな い。

(理由の提示)

第7条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処

分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

(情報の提供)

- 第8条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の 進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう 努めなければならない。
- 2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、 申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な 情報の提供に努めなければならない。

(公聴会の開催等)

第9条 行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者 の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件 とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催 その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機 会を設けるよう努めなければならない。

(複数の行政庁が関与する処分)

- 第10条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁に おいて同一の申請者からされた関連する申請が審査中であるこ とをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査 又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。
- 2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

第3章 不利益処分 第1節 通則

(処分の基準)

第11条 行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような

不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準 (次項において「処分基準」という。)を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分 の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならな い。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

- 第12条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の 各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益 処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見 陳述のための手続を執らなければならない。
 - (1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞
 - ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。
 - イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接 にはく奪する不利益処分をしようとするとき。
 - ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認める とき。
 - (2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機 会の付与
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用 しない。
 - (1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に 規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。
 - (2) 条例等において必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。
 - (3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認さ

れたものをしようとするとき。

- (4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。
- (5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

- 第13条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。
- 2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の 所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示す ことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、 同項の理由を示さなければならない。
- 3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

第2節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

- 第14条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき 期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となる べき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければな らない。
 - (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項
 - (2) 不利益処分の原因となる事実
 - (3) 聴聞の期日及び場所
 - (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- 2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。
 - (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
 - (2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる

事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

- 第15条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。
- 2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。
- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当 事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。 (参加人)
- 第16条 第18条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(同条第2項第6号において「関係人」という。)に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。
- 2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者(以下「参加人」という。)は、代理人を選任することができる。
- 3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について 準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事 者」とあるのは「参加人」と読み替えるものとする。

(文書等の閲覧)

第17条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益 を害されることとなる参加人(以下「当事者等」という。) は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行 政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その 他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に 応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。
- 3 行政庁は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(聴聞の主宰)

- 第18条 聴聞は、行政庁が指名する職員が主宰する。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。
 - (1) 当該聴聞の当事者又は参加人
 - (2) 前号に規定する者の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
 - (3) 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人
 - (4) 前3号に規定する者であったことのある者
 - (5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐 監督人、補助人又は補助監督人
 - (6) 参加人以外の関係人

(聴聞の期日における審理の方式)

- 第19条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。
- 2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、 及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の 職員に対し質問を発することができる。
- 3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を 得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、 当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは 証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求め ることができる。
- 5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっ

ても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と 認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の提出)

- 第20条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、 主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出 することができる。
- 2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

- 第21条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞 を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定め ることができる。
- 2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。
- 3 第14条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者 又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法につい て準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の 名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、 「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲 示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参 加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の 翌日)」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

- 第22条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第20条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。
- 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第20条第1項に規定する 陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、

これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出 を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとする ことができる。

(聴聞調書及び報告書)

- 第23条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成 し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する 当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければな らない。
- 2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には 各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結 後速やかに作成しなければならない。
- 3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる 事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての 意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに行政庁 に提出しなければならない。
- 4 当事者又は参加人は、第1項の調書及び前項の報告書の閲覧 を求めることができる。

(聴聞の再開)

第24条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第21条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞を経てされる不利益処分の決定)

第25条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第23条 第1項の調書の内容及び同条第3項の報告書に記載された主宰 者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

第3節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

- 第26条 弁明は、行政庁が口頭ですることを認めたときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。
- 2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。 (弁明の機会の付与の通知の方式)
- 第27条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間をおい

て、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所) (聴聞に関する手続の準用)
- 第28条 第14条第3項及び第15条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第28条において準用する第14条第3項後段」と読み替えるものとする。

第4章 行政指導

(行政指導の一般原則)

- 第29条 行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該市 の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及 び行政指導の内容が相手方の任意の協力によって実現されるも のであることに留意しなければならない。
- 2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。ただし、他の条例で定めるところにより、その相手方に意見を述べる等の機会を与えた上で、行政指導の事実その他当該条例で定める事項を公表することを妨げない。

(申請に関連する行政指導)

第30条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を明確に表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第31条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする 権限を有する市の機関が、当該権限を行使することができない 場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあっ ては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更 に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なく させるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

- 第32条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行 政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければなら ない。
- 2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項 に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当 該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これ を交付しなければならない。
- 3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。
 - (1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの
 - (2) 既に文書(前項の書面を含む。)又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

(複数の者を対象とする行政指導)

第33条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する 複数の者に対し行政指導をしようとするときは、市の機関は、 あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内 容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限 り、これを公表しなければならない。

第5章 届出

(届出)

- 第34条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に 必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた 届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等 により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達した ときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとす る。
- 2 行政庁は、届出をしようとする者又は届出をした者の求めに 応じ、届出書の記載及び添付書類に関する事項その他の届出に 必要な情報の提供に努めなければならない。

第6章 雜則

(写し等の交付)

- 第35条 当事者等は、行政庁(市の執行機関に限る。以下この 条において同じ。)に対し、第17条第1項及び第2項の資料 (閲覧を拒否されたものを除く。)の写しの交付を求めること ができる。
- 2 当事者又は参加人は、行政庁に対し、第23条第1項の調書 及び同条第3項の報告書の写しの交付を求めることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当該資料、調書及び報告書(以下「資料等」という。)が電磁的記録をもって作成されているときは、当事者等又は当事者若しくは参加人は、当該電磁的記録に記録された事項を行政庁の定める物に複写したもの又は当該事項を記載した書面の交付を求めることができる。
- 4 前3項の規定は、法第18条第1項及び第2項の資料(閲覧 を拒否されたものを除く。)並びに法第24条第1項の調書及 び同条第3項の報告書について準用する。
- 5 第1項から第3項までの規定(前項においてこれらの規定を 準用する場合を含む。)による資料等の写し等の交付に要する 費用は、これらの写し等の交付を求める者の負担とする。 (委任)
- 第36条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則(抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。

〔以下略〕

(茅ヶ崎市自治基本条例第27条関係)

茅ヶ崎市市民活動推進条例(平成16年条例第35号)

私たちのまち茅ヶ崎は、美しい青い海、緑豊かな丘陵地、温暖な気候という恵まれた自然の下、先人たちの英知と努力により着実な発展を遂げてきた。

しかし、少子高齢化、高度情報化、価値観の多様化など社会情勢の変化により、地域社会の課題は複雑化しており、一人一人が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するためには、地域できることは、地域が主体的に担うことを基本とし、地域社会を構成する様々な人々が相互に補完し合い、課題解決に向けて力を合わせることのできる新しいまちづくりの仕組が求められている。

このような中、私たちのまちでは、数多くの人々が自主的な活動による多様な取組を行っており、こうした市民活動は、私たちのまちにとってかけがえのない財産で、その果たす役割は重要であり、市民からも大きな期待が寄せられている。

これからの豊かな地域社会を形成していくためには、市民活動が継続的に公共の一翼を担うものとして発展するとともに、市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が、市民活動の果たす役割を深く認識し、相互の理解と信頼に基づき、それぞれの特性を生かしながら、協働していくことが必要である。

私たちは、人と人とのつながりを大切にし、互いに支え合い、 地域が一体となって心豊かなまち茅ヶ崎を築きあげるため、ここ にこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民活動の推進に関する基本理念及び施策 の基本的事項を定め、市民活動を推進するための必要な環境を 整備することにより、市民活動の活性化を図り、もって協働に よる活力あふれる地域社会の実現に寄与することを目的とす る。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当 該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動 自主的かつ自立的に行う活動で不特定かつ多数 の者の利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。 ただし、次に掲げる活動を除く。
 - ア 営利を目的とする活動
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育 成することを主たる目的とする活動
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - エ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号) 第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当 該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある 者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること を目的とする活動
- (2) 協働 市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動することをいう。
- (3) 事業者 営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。

(基本理念)

- 第3条 市、市民活動を行うもの、市民及び事業者は、市民活動が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識し、相互の理解と信頼を基礎として、市民活動の推進に努めるものとする。
- 2 市民活動は、自発的な意思と自己責任の下に行われるものと し、その自主性及び自立性が尊重されなければならない。 (市の役割)
- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民活動の推進に必要な施策を策定し、実施するよう努めるものとする。

(市民活動を行うものの役割)

第5条 市民活動を行うものは、基本理念にのっとり、市民活動 の社会的意義と責任を自覚するとともに、その目的、内容、成 果等について公開し、広く市民に理解されるよう努めるものと する。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、市民活動に関する理解を深めるとともに、市民活動の発展と推進に協力するよう努める

ものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員である ことを認識し、市民活動の重要性を理解するとともに、市民活 動の発展と推進に協力するよう努めるものとする。

(市の施策)

- 第8条 市は、第4条の規定に基づき市民活動を推進するため、 次に掲げる施策の実施に努めるものとする。
 - (1) 市民活動の場所の提供に関すること。
 - (2) 財政的支援に関すること。
 - (3) 情報の収集及び提供に関すること。
 - (4) 市、市民活動を行うもの、市民及び事業者の交流及び連携の推進に関すること。
 - (5) 市民活動の啓発及び学習機会の提供に関すること。
 - (6) 人材の発掘及びその育成に関すること。
 - (7) その他市民活動の推進に関し必要な事項

(協働事業)

- 第9条 市及び市民活動を行うものは、協働して事業を行うに当 たっては、次に掲げる協働の原則に基づいて事業を行うものと する。
 - (1) 市及び市民活動を行うものは、事業の目的を理解し、及び認識すること。
 - (2) 市及び市民活動を行うものは、対等の立場に立ち、それぞれの特性と役割を理解し、及び尊重すること。
 - (3) 市は、市民活動を行うものの自主性及び自立性を尊重すること。
 - (4) 市及び市民活動を行うものは、事業の内容、過程及び結果を公開すること。
- 2 市と市民活動を行うものとの協働により行う事業は、協働による効果が発揮されるものでなければならない。
- 3 市は、市民活動を行うものと協働して事業を行うときは、その計画の策定から市民活動を行うものと協働するよう努めるものとする。

(参入の機会の提供)

第10条 市長は、市民活動を推進するため、市が行う業務のうち市民活動を行うものの専門性、地域性等の特性を生かせるも

のについて、参入の機会を提供するよう努めるものとする。

(参入に係る登録)

- 第11条 市民活動を行うものは、市が行う業務に参入する機会 を得ようとするときは、あらかじめ市長に申請し、その登録を 受けなければならない。
- 2 前項の登録を受けることができるものは、3人以上の役員を 有しているものでなければならない。
- 3 第1項の規定により登録を受けたものは、申請した事項に変 更があったとき又は解散したときは、速やかに市長にその旨を 届け出なければならない。
- 4 前3項に規定するもののほか、登録に関し必要な事項は、規 則で定める。

(登録の取消し)

- 第12条 市長は、前条第1項の規定により登録を受けたものが 次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことが できる。
 - (1) 第2条第1号ただし書に規定する活動を行ったとき。
 - (2) 前条第1項の規定による申請又は同条第3項の規定による変更の届出に関し虚偽の事実があったとき。
 - (3) 前条第2項に規定する役員の定数を充足することができなくなったとき。
 - (4) 次条の規定による活動状況の報告がないとき。

(活動状況の報告)

第13条 第11条第1項の規定により登録を受けたものは、毎年度終了後、その活動の状況を市長に報告しなければならない。

(意見等の提出及び施策の見直し)

- 第14条 市民活動を行うもの、市民及び事業者は、市民活動の 推進に関する施策について、意見又は提案を市長に提出するこ とができる。
- 2 市長は、前項の規定による意見又は提案の提出があった場合 において必要があると認めるときは、茅ヶ崎市市民活動推進委 員会に報告し、又は諮問するとともに、速やかに適切な対応を とるものとする。

(推進状況等の公表)

第15条 市長は、毎年、この条例に基づいて市が行った措置及

び市民活動の推進状況について公表するものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則(抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

[以下略]

茅ヶ崎市自治基本条例逐条解説(改訂版) 令和2(2020)年4月発行

茅ヶ崎市 発行

編集 総務部行政総務課

T253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

0467-82-1111 電話 0467 - 87 - 8118FAX

ホームページ https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/ 携帯サイト http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/



茅ヶ崎市 HP